

平成21年（2009年）紀北町12月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成21年12月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年12月18日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	10番	岩見雅夫
12番	平野隆久	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

9 番	平野倅規	13番	島本昌幸
-----	------	-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 中本 衛	15番 中津畑正量
----------	-----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

9番 平野倅規君と、13番 島本昌幸君から欠席届が提出されております。

---

**北村博司議長**

会議に入る前に、ここでご報告申し上げます。

まず1点目は、議場における行為についてであります。ご承知のとおり、議場は議会活動の中心になります神聖な会議の場所であり、議場内における行為については地方自治法並びに会議規則等に違反した場合は、懲罰の対象ともなる厳しい制限が設けられております。会議規則では、議長席又は演壇に備えられた水以外の飲み物は禁止いたしております。たとえ休憩中や会議終了後であっても、神聖なる会議の場所であることを十分皆様方にはご認識をいただきまして、喫煙や飲食はしないよう特にお願い申し上げます。詳しくは、棚に配布いたしておりますので文書をご覧くださいと思います。

---

**北村博司議長**

これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

平成21年12月紀北町議会定例会議事日程（第5号）

平成21年12月18日（金曜日） 9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 委員長報告
  - 第3 議案第58号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第4 議案第59号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
  - 第5 議案第60号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負変更契約の締結について
  - 第6 議案第61号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について
  - 第7 議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）
  - 第8 議案第63号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - 第9 議案第64号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 第10 議案第65号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第11 議案第66号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）
  - 第12 認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 第13 認定第2号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第14 認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第15 認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第16 認定第5号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 第17 認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定について
  - 第18 請願第4号 地方の切り捨てとなる地方整備局の廃止はやめ、安心・安全な社会資本整備の着実な実行と公共事業を国民のくらしと国土の環境保全、防災優先に転換を求める請願書
  - 第19 請願第5号 2010年度の年金確保に関する請願書
  - 第20 請願第6号 細菌性骨髄炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書
  - 第21 陳情第2号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書
  - 第22 陳情第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書
  - 第23 陳情第4号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについて
- 以上でございます。

北村博司議長

それでは、日程に従い、議事に入ります。

---

## 日程第 1

### 北村博司議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

14番 中本 衛君

15番 中津畑正量君

のご両名を指名いたします。

---

## 町長報告

### 北村博司議長

ここで、15日に行われました川端龍雄議員の一般質問に対する町長の答弁が保留となっておりまして、損害賠償請求訴訟事件に対するプロジェクトチームの件について保留にされておりましたけれども、町長から改めて答弁の申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

川端議員の対策チームの考え方について、議長のほうからも概要について述べよということですので、損害賠償請求事件対策チームの方という形で、お話をさせていただきます。

目的といたしましては、訴訟代理人である弁護士と連携を図りながら、裁判に関する疑問点や問題点を整理して勉強を進めていくとともに、情報収集や情報提供の手法等について検討を行っていく。

検討内容といたしましては、裁判の現状を把握し、裁判への認識を高めること、裁判の疑問

点を整理し、裁判を理解するための勉強会を開催すること、訴訟代理人である弁護士への調査、協力に関すること、町民への情報提供について、その他でございます。

構成メンバーについては、総務関係、企画関係、財政関係、環境関係、産業関係を予定しております。それとその他必要なメンバーを考え選んでいきたいと思っております。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

本来、町長にお尋ねしたいんですけど、今の構成メンバーでは水道課が入ってないのは、その他のメンバーに入るのか、また特別な考えがあって水道課を離すのか、その点ちょっと確認したいもんで。

北村博司議長

水道課はですね、現在も事務を取り扱っておりますけども、このプロジェクトチームの事務局として中へ入るといってございまして、事務局、このプロジェクトチームの事務局を務めると、全体を総括するということになるかと思えます。で、実は質疑をお控えいただきたいのは、これ私の、議長のほうから町長に報告するようにと指示して報告されたものでございまして、そのように受け止めてください。

答弁が尾上町長のほうからなされましたので、本件については、これで今定例会中は終了とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

---

## 日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東清剛君。

総務財政常任委員長 東清剛議員

皆さん、おはようございます。

平成21年12月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る12月9日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員7名全員出席のもと開催されました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、税務課、危機管理課について、各課長及び局長、担当職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は5件であります。

それでは、審査した議案順に経過と結果について報告いたします。

まず最初に、7ページの議案第58号 紀北町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

川合総務課長の内容説明のあと、質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成によって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、10ページの議案第59号でございます。紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。中原危機管理課長の説明のあと、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成によって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、17ページの議案第61号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についての審査を行いました。

川合総務課長の内容説明のあと質疑に入りました。委員から補助機関というのは広域連合に参加している町村を指しているのですかという質疑に対し、広域連合長の補助機関と申しますと、広域連合の中の職員だけだということでもあります。現在の規約では広域連合の補助機関、つまり広域連合の職員の中から会計管理者を選任することとなります。まずさきほど申し上げましたように、今の体制では新たに会計管理者を選任するということは無理であろうということで、市町の会計管理者の中から選任するということをお願いするというものでもあります。

また委員からは、現在は収入役が務めておりますが、そのことはどうなっているかという質疑に対し、収入役は会計管理者を設置するまでは収入役がその任にあたと附則でうたっておるということでございます。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成によって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の当常任委員会関係分の審査を行いました。

初めに、「議会事務局」所管分について、中野事務局長の説明を受けたあと質疑に入りました。委員からは、この減額はどのようなことなのか、失職に伴う減額ということですが、お2人の退職届も出てないと思いますが、10月の行政視察を議運で、当時決定したにもかかわらず、どのようなことなのかという質疑がございました。局長からは、所用のため行けないとのことであったそうです。

ただその中で、議運のメンバーでありながら、失職をしたのがいかなものかとの質疑があり、議運の委員長も委員の中におりますんで、その辺の取り扱いはどのようになっておるかという質疑があり、議運の委員長としての答弁は、議員は住民全体の代表者として品位を保持することは言うまでもなく、会議において合理的、能率的な審議に協力し、秩序維持に努める義務を要するという議運の委員長の所見がございました。

またほかの委員からは、なぜ失職という形じゃなしに、事前に補欠選挙をしないでも済むのは何日までに辞表を出せばいいのかという質疑がございまして、局長からは、告示10日以前に辞職願いを出せば補欠選挙はしなくても済むということが確認されております。

またほかの委員からは、このことについて、また議運で今後の課題として取り扱っていただきたいとの意見がございました。それで質疑を終了しました。

次に「総務課」所管分について、質疑を行いました。

川合課長の説明を受け、教育長は任期前に辞職しているが、日割り計算で減額していますかという質疑に対し、教育長は教育費で計上しており、ここは三役の人件費のみだということでした。

またほかの委員からは、皆さんが関心持ってられる11月13日に就任された新町長のボーナスはいくらになっているのか、基準日が12月1日なのでということでした。尾上町長の支給額は52万 2,720円、これはもう新聞ですでに報道がされていますんで、私もここであえて言わせていただきました。それで質疑は終了いたしました。

続きまして、「税務課」所管分について、平谷課長の説明のあと質疑に入りました。

ここで委員からは、本会議の質疑でかなり誤解がされている部分があったように思いますが、地域づくり事業基金はいわゆる1億円創生事業が引き継がれている基金ではないか、それからふるさと応援基金が半減したのではないかというのは、前年に海山町の出身者から500万円ほどいただいている、今年度は岩崎氏は去年今年とともに100万円ずつをいただいている、今後100万円ずつくれるという大変ありがたい話もあります。県内ではトップクラスのはずですが、どうもかなり誤解を招いているような気がします。よほど有意義なものでないと使ったら



本人の趣旨に反すると思います。そう簡単に使ったら良いものではないと思いますという意見が、いかがですかというの質疑がございまして、課長の答弁は、地域づくり事業基金ですが、旧紀伊長島町と海山町から引き継いでおりまして、引き継いだときの残高が 5,504万 3,000円でありました。今年度末の現在高見込みとしましては、今回の積み立てもあわせて、3億 4,837万 5,000円ほどになるとの予定であります。地域づくり基金の創設の経緯についてはふるさと創生事業基金からの引き継ぎだということでございます。また、ふるさと応援基金については、前年は高額の寄附者が1件ありましたが、今年について現時点では4件の寄附をいただいておりますが、金額で比較しますと若干少ないのですが、全体を通じてみれば収入額としては県下でも上位にありますとの答弁でございます。

#### 北村博司議長

委員長、今ね最初に税務課と言うたんです。ちょっと訂正しておいてください。財政課の。

#### 総務財政常任委員長 東清剛議員

すみません。まちがいました。今、税務課と言ったを財政課と訂正させていただきます。

また他の委員からは、地域づくり事業基金の問題について、本会議でも意見が出されていますが、22年度予算でこれらの活用するという計画は出ているのですかとの質疑に、現在、平成22年度の予算編成に取り組んでいるところです。その中で地域づくり事業基金が使える項目があれば、理事者と協議しながら活用できるものについては活用していきたいと考えておりますとの答弁でございます。

また他の委員からは、地域づくり事業基金には雇用創出のものも入っています。ご存じのように今は非常に不況で、雇用も困った状態になっていますので、雇用の部分あたりは平成22年度とは言わず、実施できることがあればすぐやっていただきたいというのが、町民の意見だと思います。使うタイミングというのを大事だと思うので検討してください。またふるさと応援基金については、もらったお金がどういう状態にあり、またどういう状態に使う、どういうことをするために蓄えておくなど、もらった人に対してどういうふうにフィードバックされているのかのお尋ねがありました。その質疑に対しての答弁は、理事者との検討中で22年度にできれば使いたいとの、活用できれば考えていきたいとの答弁でございました。またふるさと基金については紀北町のためにいただく寄附金ですので、十分注意しながら内容のあるものに使ってってくれるのが良いのではないかと考えています。また寄附者に対しては町政要覧や広報を送付しており、政策中の町の紹介ビデオなども送りたいとの答弁でございました。

また他の委員からは、紀北町と他の市町村との競争になるわけですので、これはふるさと寄

附金でございますが、委員が言われるように使い方や途中経過も含めてきちんとしていただき、地域づくり基金については旧紀伊長島町では町内で審査会があったと思います。ふるさと寄附金の場合も役場内だけで決めてはいけないと思います。民間の人を入れた諮問機関等を考えたらいかがかという意見がございました。答弁として、少なくとも今現在状況は周知すべきものと思っております。またこの件については相談させていただき、検討させていただきますとの答弁でございます。

続きまして、「税務課」所管分について、平谷税務課長の説明を受けたあと質疑に入りましたが、質疑がございませんでした。

次に、「危機管理課」所管分については、中原危機管理課長の説明のあと質疑に入りました。その中で、予算書の32ページの災害対策費の中で、説明の中にあった台風18号の時間外勤務手当の402万3,000円は何日分ですか、それと対象職員の人数をわかる範囲で教えてくださいとの質疑があり、台風18号は10月7日から8日にかけて影響がありました。本町においては、通常、警報発令時と同じくして災害対策本部を設置しますが、伊勢湾台風並みの台風という気象情報とも考慮して早めに災害対策本部を設置しました。早めに、しかも非常体制を敷き、全職員に残っていただいたので、一昼夜127人分の時間外勤務手当を計上いたしておりますとの答弁がございました。

以上で、議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了しました。

討論に入り、討論はございませんでした。次に採決に入って全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、陳情第4号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについての審査を行いました。まず事務局に陳情案件のお願いの朗読をお願いいたしました。その後、委員より提出者の組織がはっきりわからないということで、誰かご存じの方はということで、委員の中でよくご存じの方がおありまして説明を受けました。そういう中で、本町は平成18年の6月14日、非核平和の町を宣言するにあたり、議会議決があります。それを基にこの案件を採択との意見が多くありました。

採決の結果、全員賛成で、本案件を採択との委員会が決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託された5議案についての審査の経過と結果報告を終わります。以上です。

北村博司議長

次に、教育民生常任委員長 平野隆久君。

**教育民生常任委員長 平野隆久議員**

おはようございます。

ただいまより、平成21年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査経過と結果について報告いたします。

去る12月11日、午前9時半から委員会室におきまして、午前中は委員7名全員、午後からは委員6名出席のもとで開催いたしました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

議案第63号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第64号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

請願第5号 2010年度の年金確保に関する請願書

請願第6号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書

陳情第2号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書

陳情第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書

の8件であります。

最初に、議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）についての当常任委員会関係分の審査を行いました。

初めに、「住民課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、質疑として20ページの職員人件費について、定額給付金に関する人件費についても計上されていますが、より詳しく説明をとの質疑に対し、定額給付金の担当職員は2名おまして、係長が4月から10月まで、主事が4月から9月までの期間の人件費で、2人分の給料総額で337万3,800円、職員手当等で136万6,151円で、共済費等の負担金で125万1,055円、2人あわせた人件費として合計599万1,006円を増額させていただくものでありますとの答弁でありました。

続いて、臨時職員がいましたが、その分は含まれていますか、国から補助金として補償されるものですかの質疑に対し、臨時職員のその賃金については人件費以外は繰越でできることになっており、臨時職員につきましては物件費扱いになりますので繰り越しております。したがって、繰り越した定額給付金の事業費の中で精算することになっており、この中には入っておりません。人件費につきましては時間外勤務手当、管理職の特別勤務手当は国から入って

きますが、それ以外の給料等は補助の対象外となっておりますの答弁でありました。

定額給付金はどれぐらいの方が受理されたのか、少し残ったのかどうかの質疑に対し、対象件数が 8,947件、金額的には3億 1,418万 8,000円を予定していましたが、給付実績としては件数で 8,874件、99.18%でした。給付金額の実績は3億 1,310万 8,000円で給付率が99.66%でした。対象者数は1万 9,793人で、実績としては1万 9,713人で 99.60%の方が給付を受けられており、その結果、未申請件数73件、未申請者数80人、未申請額が 100万円でしたとの答弁でありました。

以上で、住民課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「福祉保健課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、15ページの新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金の増の 807万 6,000円は、生活保護、非課税世帯の方に対する補助だと思いますが、全体の県の補助率はいくらになるのですか。また接種に関して全協のときに生活保護の方にはこちらから通知はするが、非課税世帯の方には通知しないとの説明で、そのときに非課税世帯の方にも通知するべきだと意見を申し上げましたが、確認をお願いします。もししていないのであれば、やはり非課税世帯の方にも通知をすべきだと思うのですがの質疑に対し、これは非課税世帯と生活保護者の方の補助金であり、国の補助について県に問い合わせましたところ、県の補助金として申請してほしいということで、国が2分の1、県が4分の1の補助率ということでしたが、県補助金として4分の3をここに上げさせていただいております。またワクチン接種の通知につきましては、いろいろと個人情報の取り扱いについて考えてみましたが、税務課のほうでも通知するのは好ましくないということで、非課税世帯の方につきましては、今回、個人通知はしておりません。担当課としましても通知したいと思いますが、福祉保健課だけで決められる問題ではございません。税情報という壁がありまして、尾鷲市でも協議したということですが、同じ方法で進めています。PRの強化に努めて非課税世帯の方が漏れなく申請できるような努力はしておりますが、個人への通知ということはできないと判断していただきたいと思います。ただし、医師会や医療機関を回り、非課税世帯の方への助成について十分説明をさせていただきました。またこれから接種を受ける方につきましては、PRの強化に努めたいと思います。それと課税世帯の方の助成につきましても、今回予算を可決していただければ、同時にPRしていきたいと思っておりますの答弁でありました。

続いて14ページの障害者自立支援給付費の負担金の増ですが、その内容説明と、15ページの新事業移行促進事業費補助金増の 5万 7,000円の内容について説明をお願いしますの質疑に対

し、障害者自立支援給付金の負担金は、本年4月から単価改正と入所施設の新体系への移行による増額になり、報酬単価は約5.1%増額ということです。在宅サービスでの特別地域加算と、入所支援と生活介護での福祉専門職員の加算というような主な要素がありまして、歳出でも予算計上しておりますが、その分の国庫補助金が増額になったということです。新事業移行促進事業費補助金の増額ですが、新体系へ移行する施設にあたり、生活介護の就労継続支援等ということで1カ月分だけですが、1名当たり6,000円と施設入所の方の支援については、1名当たり5,000円を補助するよう積み上げた額が5万7,000円ということでございます。平成21年4月から22年3月分までの予算で、新体系移行が考えられる事業所が4事業所で、津の長谷山学園、こいしろの郷、ケアホーム熊南、ルーベンハイム志摩に対象者が14名入所されておりますので、そこに対する補助で、新体系へ移行した場合1カ月分だけ補助するというので、今回見積をさせていただいておりますとの答弁でありました。

続いて14ページの老人ホームの入所負担金ですが、これは町外施設分ということで赤羽寮以外のところだと思っておりますが、現在の状況はどうなっていますかの質疑に対し、聖光園が2名増えまして、清風園が1名減ったということで、現在のところ聖光園、清風園、梨の木園、崇雲寮に入所しております14名分の収入を年間で見込んだという答弁でありました。

続いて、25ページの新型インフルエンザに対する町独自の予算を課税世帯の方8,198名を対象として1,600万6,000円を計上しています。この内容で接種率90%ということですが、具体的にはどういう方法で実施するのか、接種費用の半額の助成をどのように、どういう方法を考えているのかの質疑に対し、非課税世帯の方、生活保護の方につきましては、事業は進んでおり、この事業につきましては新町長の政策であります。一方が全額補助、もう一方は半額補助、ということで、医療機関も混乱を招くことが考えられるため、課税世帯の方につきましては、医療機関に接種料金を支払ってもらい、領収証等接種済みの確認ができるものを役場へ提出し、申請していただければ接種料金の2分の1を指定口座へ振り込むという形をとりたいと思います。医療機関も接種で混乱を招いており、これ以上医療機関に無理をお願いできませんので、今回は申請していただいて補助金を振り込むということにさせていただきます。これにつきましても十分周知徹底を図り、漏れなく助成できるようにしたいと考えています。90%の接種率につきましては、高齢者の季節性インフルエンザワクチン接種の接種率から考えて90%としましたが、接種率100%ということになりましたら補正をお願いすることになると思っておりますとの答弁でありました。

続いて23ページ、地域支援事業の介護予防の増額で償還金、利子及び割引料の641万2,000

円ですが、これは前年度の事業費の精算によって返還しているのかの質疑、またどんな事業を実施しているのか、また事業のチェックはしているのかの質疑に対し、前年度の事業費精算の確定による返還金です。紀北広域連合から介護保険給付費の3%を地域支援事業費として委託を受けていますが、全額使い切ることができなく予算が余ってしまいました。641万2,000円の返還の理由ですが、昨年度、介護予防健診の方法が変更になり、個人で医療機関を受診することになりましたが、受診の方法が1次健診と2次健診に分かれており、1次健診は質問用紙で健診し、2次健診は医師が診察することになります。1次健診は4,150円で、2次健診まで進む方は1万570円となりますが、受診者数の見込みが立たなかったことから、1次健診を全面的に医療機関に委託した場合、地域支援事業費の予算枠を超えてしまうと町単となってしまうことから、1次健診を町で実施し委託料を節約しましたが、結果的に見込んでいた受診者数に達しなかったことから、健診の委託料が残ってしまったということになります。健診以外の介護予防事業は予算どおり事業は実施しております。

特定高齢者の事業としましては、健診と、健診で介護予防教室特定高齢者と判定された方の介護予防教室です。一般高齢者の方の事業としましては、海山区はみやま園、ゆりかごに委託、紀伊長島区は社協に委託して、毎週1回介護予防の教室を実施しており、地域の活動支援事業として地域のボランティアさんが中心になり、自立のデイサービスのような事業を月に1回から、週に1回実施しております。高齢者の方の低栄養の予防ということで、栄養改善事業も地域の要望により実施しております。事業への参加希望があった場合は、必ず町の方から訪問させていただいて状況チェックし、それぞれの事業所へ委託しておりますし、毎月実績報告はいただいております。またその事業に栄養改善事業等も重ねて実施しております。今後は予算が無駄にならないようにしたいと思いますが、来年度にならないとわからない部分もあり、できるだけ返還しないよう、これからも今以上に効果の出るお金の使い方をしていきたいと考えておりますの答弁でありました。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「環境管理課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、リサイクルセンター管理運営事業費の中で、事業委託料の運搬費が300万円増えたことと、リサイクルセンター災害復旧事業費について、台風18号により海山リサイクルセンターのシャッターが吹き飛ばされましたが、シャッターが壊れて悪臭が外へ漏れるようなことはないのか、あとごみの処理量について海山で約100t、紀伊長島で約30t増えているということですが、ごみの減量化に取り組んでいる中で、量が増えたのはなぜかの質疑に対し、リサイクルセンター管理運営事業費

の事業委託料 300万円につきましては、R D F 処理委託料、R D F 運搬委託料、焼却灰処理委託料でR D F 処理委託料は当初、海山リサイクルセンター、紀伊長島リサイクルセンターあわせて 2,850 t の処理量を見込んでおり、平成20年度の実績で精算しましたが、精算見込みにより約 110万円の増額となりました。

R D F 運搬委託料について、紀伊長島リサイクルセンターで、当初 2,050 t のR D F 製造量で積算しておりましたが、2,100 t の精算見込みになりました。また運搬委託料の単価につきましては平成20年度の実績で、トン当たり 4,935円で積算しておりましたが、平成22年3月に実施した入札の結果により、トン当たり 5,145円となったため、約84万円の増となったもので、焼却灰処理委託料については、海山リサイクルセンターで当初95 t で積算しておりましたが、R D F の増量に伴い焼却灰が増えたことによるもので、約98万円の増となり、これらの委託料をあわせて 300万円の増額をお願いするものです。

次に、台風18号で被災を受けました海山リサイクルセンターのシャッターは、台風によりズレが生じ隙間ができましたので、隙間がないように仮修繕を行いました。悪臭についての住民からの苦情は今のところ聞いておりません。この予算が議決されましたら入札を行い、早急に修理をしたいと考えています。

次にごみが増えた理由ではありますが、平成19年度はダイオキシン問題がありましたので、平成18年度と平成20年度のごみの量を比較しますと、平成18年度は 7,064 t で平成20年度は 6,635 t と約 400 t 減量になっております。例年ごみの量は約 7,000 t 強で推移しておりますが、大きく減量になった原因は分析してございませんとの答弁でありました。

エコバックや、ハンディバックの配布は、現在どのような状況ですかの質疑に対し、9月議会で議決されたあと、9月末に入札を執行いたしまして、11月30日に納品されました。現在各自治会の協力を得まして、町内の各世帯に配布をしているところであります。できるだけ早く配布を終了したいと思っておりますという答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分の審査を終了しました。

続いて、「学校教育課」の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、33ページ、学校管理費の中で67万 9,000円について保険が適用されますか。教育振興費の就学援助費については対象者数が増加したということですが、何人増加されましたか。また35ページ、学校給食センターの管理運営費について、調理器具が何種類か増えたということですが、80万円ですが、当初に予想できなかったのか、また学校給食センターの調理員の募集があったと思いますが、その現状はどうなっていますかの質疑に対し、1点目の学校管理費の施設営繕費用等について、災害に

よって被害を受けたものを修繕するものであります。これにつきましては全国自治共済の建物災害共済に加入しており、今回風水害の災害ということで、事業費の2分の1相当額が保険対応となります。

2点目の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の増額につきましては、当初64名を予定しておりましたが、10名の対象者数の増によるものです。

3点目の学校給食センターの管理運営費の需用費の増は、蒸気釜2台の回転ハンドルの故障により使用が困難であることから修理をしなければいけないというもので、また食器洗浄器につきましても、食器を移動させるのに必要な軸等に故障が見られたことから、いつ停止するかわからず、早急に修理をしないことには調理に支障をきたすということにより、お願いするものです。

次に調理員につきましては、一身上の都合による退職のため、公募をかけ現在12名で業務を行っておりますとの答弁でありました。

33ページの就学援助については、予定より10名増ということで不況の影響もあるのかの質疑に対し、平成20年度の決算ですと209名であり、平成21年度の決算見込みですと219名となっております。やはり経済的な関係や、家庭の状況が影響しているものと思われましてとの答弁でありました。

続いて水道の漏水150万円について、かなりひどい漏水であったと思いますが、なぜ気づかなかったのですか、再発防止、修理はどのように考えているのか、またプールの使用も影響しているのかの質疑に対し、どうして気づかなかったのかということですが、水道料金につきましては請求があったときに前年度と対比しておりました。前年度よりも100万円ほど増えていることから調査し、配水管の老朽化による漏水ということが判明いたしましたので、直ちに業者に依頼し、現在では回復し現状復旧しております。今後どのように対策していくのかにつきましては、学校の現場と連携をとり、目視できるところについては注意してもらい、目視できないところについては定期的に水道メーターの確認をすることで、漏水に対応していきたいと考えています。今回の場合、7月、8月分の水道料金ですので、プールの水換えも若干影響しているものと考えられ、また紀北中につきましては火災がございましたので、その後片づけによる水道の使用も原因の1つではないかと思っておりますとの答弁でありました。

続いて、需用費の修繕については、潮南中学校、三船中学校ともにプールですかとの質疑に対し、施設事業費の増につきましては、1つは潮南中学校のプールの屋根のケラバが15mはがれた部分の修理や校舎、体育館、プール等にある外灯の修理となっており、瓦の修理も含め20



万円ほどになり、保険では2分の1に相当する10万円ほど入金になるものと考えております。もう1点は、三船中学校の漏水による給水管の修理となっておりますとの答弁でありました。

続いて、本会議で議員からいじめの問題についての質疑が出ていましたが、この委員会ですることについて報告することがありますかの質疑に対し、学校の生徒指導の件ですが、教育委員会と校長と話し合いの中で、そういった問題行動のある生徒については、担任や校長だけでなく全職員が共通認識のもと、粘り強く生徒やその周りの生徒に指導していく方針でございます。また今後つらい立場に立っている生徒たちと、問題行動を起こしている生徒への接触をさらに多く持ちたいと考えております。つらい立場に立っている生徒の気持ちに共感しながら、一方では問題行動を起こしている生徒には、事実に基づいた指導を繰り返し繰り返し行っていくよう考えております。また本会議において教育長が答弁いたしました、今後、人事異動作業があり、必要があれば定数以外の加配教員も含めた全職員で、さらに生徒たちとのかかわりを増す体制をつくっていけるよう検討していく必要があると考えております。

また、その後の対応につきましては、1年の3学期からですが、スクールソーシャルワーカーという臨床心理士にお願いし、毎月1回来校してもらい、問題行動を起こす生徒を観察してもらったり、またスクールカウンセラーにもアドバイスを受け、指導に当たっているという状態でございます。今学校では担任の教師だけでなく全職員で研修会議を開き、問題行動を起こす生徒について協議、検討しております。この問題行動につきましては1年次と比べますと、現在のところ減少しております。状況報告につきましては以上でございますとの答弁でありました。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「生涯学習課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、質疑なし、生涯学習課所管分の質疑を終了しました。

以上で、平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）に関する当委員会所管関係の質疑はすべて終了し、討論に入り、賛成討論として、新型インフルエンザが猛威を奮い、紀北町においても学級閉鎖が相次いでおります。今回の予算の中で優先順位が決まっております8,000人余りに対して、2分の1を補助するということが議案として出されました。このことは町単独で行い、多額の費用が発生しますが、町民の方々にとっては大変喜ばしい費用であると思っておりますので賛成討論とさせていただきますとの討論がありました。

討論を終了し、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可とするべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第63号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行い、住民課長説明後、質疑に入り、7ページの財政調整基金を2万4,000円減額で、今年度は2,804万4,000円積み立てられるわけだが、現在わかっている範囲で積立基金はいくらになっているのかの質疑に対し、積立金は20年度期末残高として2億998万円で行いました。21年度の当初予算は積立金の一部5,300万円を運用するというので、定期に預け、利息として15万8,000円の当初予算で計上させていただいております。21年度の9月補正でもって決算剰余金が出したので、国、県等に返還金として返った残り等につきまして、2,791万円を積み立てる計画で行いました。それが今回、高額療養費の特別給付金の財源にあてるということで、2万4,000円を積立金を減らすということで、トータルで21年度残高見込みとしては、2億3,802万4,000円になる予定ですの答弁でした。

再度5,300万円は定期預金へ積み立て、その利息も計上されているということですが5,300万円だけが定期預金へ積み立てたてられたのですかの再度の質疑に対し、今まで1,000万円以上は元本保証ができないような法律改正がされておりましたので、その法律ができてからは、普通預金として積み立てていました。しかしその後の状況を見ますと、大きなところの金融機関の倒産等がございませんので、町全体として、普通預金よりも定期のほうが金利が有利ということで、基金の一部を定期として預けるという決定がされましたので、安全を見て5,300万円だけを定期預金に積み立てましたの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可とするべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第64号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行い、住民課長説明後、質疑に入り、質疑なし、以上で質疑を終了し、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可とするべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第65号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行い、福祉保健課長の説明後、質疑に入り、

7ページの汚物除去機の内容説明をお願いしますの質疑に対し、洗濯機のこと、オムツの汚物を除去するための洗濯機でございます。平成11年の3月に購入しており、耐用年数6年ということで、故障して支障をきたしていることから、今回補正予算を計上させていただきましたの答弁でありました。

再度質疑として、汚物除去機は95万円で、何台分ですか、また1回に何人分の洗濯ができるのですかの質疑に対し、1機でございます。高価な物でございます、95万円の見積もりで予

算計上させていただきました。特養が50人分、養護が20人分ほどということで、1回で約70人分の洗濯をするということでございますの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可とするべきものとして決定いたしました。

次に、請願第5号 2010年度の年金確保に関する請願書に関する審査を行い、紹介者議員の趣旨説明のあと、質疑に入り、質疑として、減額改定が心配されるということですが、その根拠となるものが情報としてありますかの質疑に対し、年金額を決定する際のひとつの基準として、物価指数に基づく改定が考慮されるというものでありまして、実際に物価指数が低下してくればそれを理由に減額改定をするという危険性が十分に想定される場所ですとの答弁でありました。

続いて、我が町内において年金生活をされている方が多いと思いますが、それによって格差があると思いますが、最低の方、最高の方がいくらいただいているかわかりますかの質疑に対し、実態まではつかんでいませんが、国民年金の21年度の改定につきましては、20年度同額に据え置かれていまして、老齢基礎年金1人分で月額6万6,008円で、夫婦2人で13万2,016円、厚生年金につきましては、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額として23万2,592円ということが国のほうから発表されております。委員ご指摘の個別に我が町における最低の方、最高の方の年金額につきましては把握しておりませんとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、今後、医療や介護の保険料の引き上げが十分懸念されると思いますし、また税の各種の控除の縮小、廃止が言われているところであって、このような状況から高齢者の生活はさらに圧迫されるのではと思いますので、請願の願意を尊重して、賛成したいと思います。

また、個人的にいろんな方とお会いして聞くところによりますと、公的年金だけで大変厳しいと、そういう家庭も多く見られますので、願意に基づいて減額改定は行なわないと、この趣旨に賛成したいと思います。

また、高齢者の方は、年金は下がるばかりで、生活が大変だと言う声をたくさん聞いておりますので、願意のとおり賛成いたします。

以上、3人の委員から賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり採択するべきものとして決定いたしました。

次に、請願第6号 細菌性骨髄炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現についての審

査を行いました。

本請願文書の請願の要旨において、1日も早く肺炎球菌ワクチンの承認等の部分の記載誤りのため、請願第6号の審査にあたっては、その部分を除き審査いたしました。

紹介議員の趣旨説明のあと、質疑に入り、質疑として、どのような後遺症が残るのか、また予防接種の種類は多いため、混合接種ができないのかの質疑に対し、後遺症については全身麻痺が残り、一生後遺症として残るとのことです。混合接種については、医学的なことですのでわかりませんが、細菌性骨髄炎のワクチンの公費による定期予防接種化につきましては、県議会でも国へ意見書として6月30日に提出しているということでありますとの答弁でありました。

実現の見通しはどうかの質疑に対し、国会のほうでも、次期国会に提出する法案の改定案の中で検討していきたいという前向きな定期化推進の回答があったとの新聞報道ですとの答弁でありました。

請願について重要なことの場合、議会としても通さなければならないので、国の対応は非常に遅れると思うので、継続審議にしたうえで県の条例で縛るという方法もあると思いますが、いかがですかの質疑に対し、三重県議会へも、同団体が同様に請願を提出しておりまして、全会一致で可決されていると聞いておりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、健康に関することで大事なことで、十分な審議が必要だと思います。特にこの請願の内容は、法的な定期接種化の実現を求めるもので、今後も継続して審査をしていく必要があるのではないかと思います。

また、紹介議員の説明にもありましたが、新聞では国もまだ検討段階としていましたし、委員会がもっと認識する必要があるのではないかと思いますので、継続審査を要求しますとの2名が討論し、賛成討論として、継続審査にするべきではないと思います。日本は大変遅れており、さきほど説明したとおり、WHOでは世界各国に定期接種にするよう警告がありまして、世界中では100ヵ国以上の国で定期接種が行われています。日本は10年以上も遅れてやっと昨年12月に接種可能になりましたが、それは任意の個人接種であり、接種回数は4回で費用は3万2,000円必要になります。一刻も早くすべての乳幼児が接種できる定期接種にさせていただきたいという請願であり、国のほうもそのように進んでおりますし、継続審査にするのは反対ですとの討論があり、まず継続審査について採決を行った結果、賛成少数により継続審査は否決され、次に本案の採決に入り、賛成多数、よって本案は採択すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第2号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書に

ついでに審査を行い、質疑なし、討論に入り、反対討論として、この内容を見ますと、初めて聞くような状態ですので、もう少し実態を把握する必要があるのではないかと思いますので、継続審査を提案したいと思っておりますとの討論があり、賛成討論として、このように過去30年間も新しい治療法が保険に取り入れられていないということも驚きでしたし、特に高齢者の方の利用が多い入れ歯も自己負担が多くなっている状況がある中で、保険がきいて、いい入れ歯を入れたいというのは町民の皆さんの思いだと思いますので、このような趣旨で賛成をいたしますとの討論がありました。

まず、継続審査の採決に入り、賛成少数、よって継続審査は否決すべきものとして決定され、次に、本案の採決に入り、賛成全員、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書についての審査を行い、議会事務局より肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書についての朗読があり、その後、質疑に入り、仮に採択して議会をとおると、即助成ということになるのですかの質疑に対し、すぐに実施できるかどうかにつきましては、町長及び議会に諮る必要がありますので、すぐには実施できないと思っておりますとの答弁でありました。

今回、議会で承認されれば、再度議会で諮る必要がないのではないのですかの質疑に対し、今回、議会で承認されれば、町長は予算や方法等について検討し、再度予算で議会へあげて審議していただくこととなりますとの答弁でありました。

そうすると委員会や議会が採択しても、町長に実施する考えがなければ、できないということになりますね、その辺をどのように考えていますかの質疑に対し、このことにつきましては、町長と話し合いしましたが、医療費の削減や高齢者の肺炎による死亡率を下げるということで、今後、積極的に検討していきたいということでした。ただ65歳以上の高齢者数は約6,700名で、接種費用を補助しますとかなりの費用が必要になりますので、方法は検討しなければならないとの答弁でありました。

続いて、町長とも話し合われたとのことですが、町に対しても陳情があったのかどうかの質疑に対し、この団体ではありませんが、毎年町への要望がありまして、そのときに答えた内容でございます。正式に要望書としては提出されたことになるのかどうか。今回このようなことは初めてで、よくわかりませんが、毎年要望があり、その団体へは回答させてもらっておりますとの答弁でありました。

続いて、肺炎球菌ワクチンについての要望が、これまで出されたのかの質疑に対し、毎年そ

の団体からは、福祉保健行政についての要望がありまして、回答させてもらっておりますとの答弁でありました。

続いて、今の新型インフルエンザ以外に発生が予想されているのか、答弁として、私どもでは見当が付きません。ワクチンの助成につきましては県内では亀山市と紀宝町が実施しており、接種費用は約 8,000円で、そのうち 3,000円、また 2,000円を助成しているとのことでありますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、町単独でどの程度の公費負担が可能かは、執行機関が考えることではありますが、助成を希望する人は多数みえますので、この陳情書に賛成の立場をとりたいと思います。また紀北町の高齢者の方も肺炎で多数死亡しております。その実情からも予防接種をすれば肺炎が重症化しないということで、病状悪化を防ぐために必要なワクチンだと思いますので、賛成とさせていただきますとの2人の委員から討論があり、次に採決に入り、全員賛成、よって本案は採択すべきものとして決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました8案件についての審査経過と結果の報告を終わります。

**北村博司議長**

教育民生常任委員長の報告を終わります。

---

**北村博司議員**

ここで10時50分まで休憩いたします。

なお、先ほど川端議員から確認がございました対策チームの、水道課の扱いについての文書を差し替えさせますので、休憩時間中に。ご了承ください。

(午前 10時 40分)

---

**北村博司議長**

それでは休憩前に引き続いて、再開いたします。

(午前 10時 50分)

---

## 北村博司議長

次に、産業建設常任委員長 中津畑正量君。

## 産業建設常任委員長 中津畑正量議員

本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件について、平成21年12月11日、別館大会議室3階におきまして、慎重に審査をいたしました。その経緯と結果を報告させていただきます。

まず最初に、議案第60号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負変更契約の締結について審査をいたしました。

出席者は委員6名中5名出席、1名欠席のもと審査をしてきました。行政側の出席、山本課長以下4名の出席のもとに審査をいたしました。

前日の大雨で、現地に行くということで委員の皆さんにも服装、足下からきちっと防災服に身を固めて用意をしておりましたけれど、前日の大雨で現地も非常にぬかるんでおり、またぬかるみをつくってしまって迷惑をかけるということもありまして、現地の説明は中止をいたしました。そういう意味で、この図面によりまして慎重審査をいたしました。

課長のほうの内容説明でございしますが、悪天候による現場説明中止のため、直近の現場写真、これを配布、本会議での説明に加え、追加説明実施、これについては、次の図面については、本会議で指摘のあった追加された仮設落石防護柵の位置を記載した図面を委員会に提出をしてもらいました。この図面です。道路上が30m、道路下が2箇所48m、計78mの設置となっております。この図面については委員以外の方にはボックスに配布をしていただきました。断面図は16ページのとおりでございます。資料の縮尺については資料2が100分の1、資料3については200分の1、この図面については500分の1となっております。その後、工事費の変更内容の説明で、古里江の浦線については変更前4,510万2,000円に対して、変更後5,365万円で854万8,000円の増となっており、内訳は法面工を安価な種子散布から比較的安定しやすい緑化法面工に変更したことに伴う増となっております。工事着手後における所有者の所有権放棄に伴う立木処理工の増、JR東海との協議による仮設防護柵工の新設に加え、列車の安全、安心輸送の確保のための鉄道安全監視員等の増員、その他減につきましては、岩盤の位置相違に伴う減、仮設道路の増についてはJR東海委託工事の仮設道路分の増となっております。加田2号線については、変更前3,195万5,000円に対して、変更後3,225万5,000円で、30万円

の増となっており、法面工、立木処理工の増については、古里江の浦線と同じ理由となっている。またその他の減等についても同様となっております。

その説明を受けまして質疑に入りました。

質疑として、この費用は国土交通省から出るとかという質疑がありました。山本課長のほうから、本工事については、町道永長線山本踏切にかかるJR東海との覚書によって計画された道路事業です。山本踏切幅にあたりJR側施設で道路事業を行うという条件があり、それに基づいた町道古里江の浦線と加田2号線の道路計画です。この道路計画について、現在、国土交通省が紀伊長島区の加田地内で事業中の高速自動車道紀勢線工事の工事用道路として利用が見込めるとして紀北町との協議により、工事費全額を国土交通省が負担するというので、平成20年度予算で2億1,800万円を計上している。これについては昨年9月の議会定例会で工事請負契約の議決をいただいて、現在施工しているということでございます。

そのほかでは、質疑は受託事業で費用が国土交通省から出るとなれば問題はなかろうという、質疑もありましたけれど、以上で質疑を終わり、討論に入りました。

反対討論なし、ただ賛成討論として少しありましたのは、町の負担がないので賛成だが、線路からかなり離れているので早く草を生やすのではなく種子で十分ではと思う。立木についても産廃処理したことから古里江の浦線では494万円も増えている。処分方法については当初の契約時に権利者と協議し契約すると思うが、その契約に基づいて予算の議決を行うので、そのあとで申し出があっても契約時に判を押しているのだから、途中で変わるのはおかしいと思う。町の工事のこともあるので意見しておきたい。

以上、質疑を終わりました。採決の結果、全員賛成 によって本案は原案のとおり可決するものとして決定いたしました。

次に、議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について

「産業振興課」所管分について審査をいたしました。産業振興課中村課長ほか9名の参加で、内容説明を受けまして、質疑に入りました。質疑なし、討論なし、産業振興課所管分については、質疑だけなかったということで、討論はこのほかの建設課も含めて所管分として報告いたします。

この補正予算建設課にかかわる「建設課」の所管分といたしまして、建設課山本課長以下4名の出席で、質疑なしということで終了いたしました。

同じく平成21年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

「水道課」所管分、これについても質疑なし、水道課所管についても質疑がございませんで



した。以上で質疑を終わり、討論に入りまして、反対討論なし、賛成討論として、裁判問題については、言える範囲でいいので極力わかりやすく今後やっていただきたいと思いますという討論がありまして、産業建設常任委員会所管分について、採決をした結果、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、審査をいたしました。

水道課村島課長以下、3名の出席で内容説明をいただきました。

直ちに質疑に入りまして、水道料金は2カ月に一度の徴収となってから問題はありませんか、以前問題になったこともあったと思いますが、最近はどうですかという質疑に対しまして、紀伊長島区につきましては、昨年7月から2カ月検針、2カ月徴収になりました。海山区については、以前からそのように行っていたわけですが、当初施行する前につきましては、いろんな意見も多々ありましたけれど、現在に至りましては逆に収納率が向上しているというような状況で、実施して良かったというふうに感じておるという答弁がございました。

また、水道料金の滞納整理については、以前に比べ厳しく対応しておりますけれど、その点についてはどうですかという質疑に対しまして、課長のほうから平成20年度の決算で約6,500万円の未収金がございます。そのため今年の2月、4月、9月と3回ほど納付についての相談に応じていただけない方を対象に、約20件ほど給水停止通知を発送しております。そのうち、2件については、現在も給水停止の措置をしております。1件は自宅に井戸があるということで、町水道がなくても良いというようなことがありました。もう1件は普通の家庭であります。この方は一向に相談にも来ていただけない、納付もないということで引き続き給水停止措置を実施しております。今回12月中にも実施する予定です。これは納付誓約書を提出していただいておりますが、誓約どおりに支払っていただけない方を対象に12月にも実施したいと思っておりますという答弁がございました。

質疑の中で、今は本当に不景気で働いている方はいいですが、働いていない方にも水は必要ですから難しい。ただどういう人が給水停止をされたかということですが、18件の方が町と納付相談をされて、2件の方が給水停止をされたということで、井戸がある方はわかりますが、もう1件の方は、まさかペットボトルの水を購入されているのではないでしょうね。どのように生活しているのでしょうか。給水を停止されたら洗濯もどのようにしているのでしょうかということで質疑がありましたけど、水道課長のほうでは、近くに親戚があるのでそこで給水を受けているのではないかという答弁がございました。

それで本会議のほうで質疑があった分について、予算書に貸借対照表があるが、損益計算書はなぜないのかという質疑につきましては、水道課長のほうで損益計算書を補正予算の場合にも添付してはどうかという案がございました。水道事業会計につきましては様式が定まっておりますので、このような形でお願いしたいと思っております。ただし、決算書につきましては必ず添付することになっております。どうかご理解をお願いしますという説明でございました。

もう1つは、土地の評価額というのは、毎年見直ししているのですか。町の固定資産税の場合、3年に一度見直しをかけておりますが、水道課所有の資産についても見直しをかけているのですか。これについて村島課長のほうから、企業会計におきましては、土地価格の変動は考慮しておりません。購入金額で計上しておりますという答弁でございました。

以上で質疑を終わり、討論に入りました。反対討論なし、賛成討論なし、採決に入りまして、平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決するものとして決定をいたしました。

その後、請願案件に入りまして、請願について審議をしまりました。

件名は、地方の切り捨てとなる地方整備局の廃止はやめ、安心・安全な社会資本整備の着実な実行と公共事業を国民のくらしと国土の環境保全、防災優先に転換を求める請願書でございます。

出席者、建設課の山本課長以下4名、紹介議員として岩見雅夫氏に同席を願って、内容説明をしていただきました。前段で岩見紹介議員のほうから皆さんのほうには、請願者である国交省全建設労働組合東海地方本部のほうから、各議員に対しまして請願内容、あるいは趣旨についての要請の文書、参考資料等も届けられているふうに聞いておりますけれど、その点についてもすでに一読されていることと思います。提出された請願の趣旨は、かなり詳細にわたっていますので、この請願の趣旨、内容の主な点について申し上げて、是非、請願を採択させていただくようお願いをいたしますという説明で、質疑に入りました。

質疑の中では、この請願につきましては風水害土砂災害が発生した時の地方整備局の事務所・出張所を、中央は廃止したいみたいなことですが、国もこれを見てもみると、いわゆる事業仕分けで廃止対象になっているということで、これを存続させるように全建設労働組合の支部長が請願を出されたということですね。そういう趣旨ですかという質疑に対しまして、そうありますということで、岩見紹介議員として答弁をされております。

また、そのほかでは、紀勢国道事務所の管轄はどこからどこまでですか、出張所は尾鷲にあるようなところか、紀勢国道事務所というのは松阪にあるところかという質疑に対しまして、

紹介議員のほうから、三重県南部、最南端の紀宝町から松阪市三雲町までということです。尾鷲にあるのは維持出張所です。維持出張所は尾鷲等にありますが、全体の紀勢国道の事務所は松阪にありますという答弁でありました。

その他の質疑では、昨年、海山管内で土石流が流れたときにも対応を早くしていただいた。ただ、請願の趣旨に書いてあるところの国から地方にというのは、地方分権でしょ。地方分権は国の責任を放棄するというのではないと思います。この文書を見ると地方分権そのものを否定するようなことにならないかという懸念があるが、そのところを紹介議員はどう考えているか。確かに尾鷲にはもっといてほしい、前の災害の時に蓮実副大臣だったか来てくれて、本当に数日で片側通行もできるようになり、写真も持っております。地方分権そのものを否定するものでないと判断して、ただ、その中で任せてもお金がなければ何もできないので、その意味で放棄につながるということではないかという、私はそう思うという説明であったと思うのですが、それでいいですかという質疑に対しまして、紹介議員のほうから、本来、地方分権は地方にとって地方の住民のためということではいいはずですが、今の実態はこういう形を取りながら、一方では地方への責任転嫁だけに終わって、国の予算の削減等も含めて、国の責任放棄がなされかねないという状況になってきているということで、そういう点を憂いて職員の一部である、ここの労働組合からもこういった出張所、あるいは事務所の廃止とか、災害時の組織対応が困難になるような縮小についてはないようにしてほしいという形になっておりますということでございました。

また別の質疑では、紀北町に関しては国土交通省が今度、高速道路をつくってくれますが、これにも当然、維持管理は松阪がやっていますが、それに対して、42号線はほったらかしといえば、そうではなくて、例えば道の駅のところ災害用ヘリポートとか、資材置き場もつくろうとして、今ほぼ完成しつつあるが、逆に今まで以上に、この紀北町にとっては予算が増えるのではないかと思うが、ここはどうですか。42号が分断されるから命の道、高速道路をつくるのだから、つくった以上は国交省の管理であります。ただ、国交省が今の人数で足りるのか、多いのかわからないが、この長島から全線工事しているが、そこでも管理体制というか、非常に不十分だと思うし不満です。やることもやらないで、自分たちの頭数だけを守ろうとしているのはおかしいと思う。国交省の工事でトレーラー、ミキサー車は入ってくる、ダンプが入ってくる、子どもが通学路も歩いている、ダンプがどんどん来たら、朝の出勤時間は乗用車が通れない状態です。だからそこらを松阪の出張所の人は一度も見に来ない。だから仕事をしないのなら、この辺に任せて松阪を減らしてしまえと私はそう思う。そこら辺の現状を紹介議員は

知っておりますかという質疑に対しまして、紹介議員の答弁として、確かに今回この請願行動を各自治体でやっていますが、この人たちは今委員が指摘されたいろいろな地域の人からの国交省に対する要望とか現状の不満ということも、こういった審議を通じて、是非聞かせていただいて、それを組み入れるということも1つの重要な仕事だと理解していると思います。それで情勢としては今回初めて、新しい政権となって出てきた問題ではなく、従来からの継続が新政権のいろいろな状況によって、より厳しくなってくるのではないかというふうに、1つの危機感として受け止めてることも事実だと思いますという答弁でありました。

また、別の角度から質疑がありました。紹介議員が言われるのはわかりませんが、ただ、今の状況から言うと自営業者なり、国民がこんなに大変不況で苦しんでいるときに、役人なり、役場なり、県なり、国の職員だけが国民の税金を使って悠々と暮らしていくというのはちょっと無理だと思います。やはり皆が苦しんでいるときは、やはり経費の節減も流れとしてはやらないといけないと思う。それには事務所もある程度縮小するなり、今は交通手段、情報手段というものが発達してきたので、できるだけ地方の、あるいはこれからも減らし続けたいと思います。ただそれを減らすことによって、災害になっても来るのが遅かったりしたら、これは大変なことになりますので、その手段はちゃんとしておかなければいけないと思いますが、これだけ見るとどうしても、私らとしては災害なりと言われる災害なんかをすぐしてほしいと言われると、本当に賛成しないと仕方ないですね。ただ、労働組合がやはりこれを言うということになると、国民の税金が無駄なところに使われるんじゃないかと、今の時代に合わせるという懸念もいたしますが、そのところはどうかということに、答弁として、考え方の問題に入ってきているので、やはりこの率直に言えば、そういった否定的な観点ではなく、この請願項目の中で述べられている点を中心にして、広く国民の立場、全体の立場で考えてほしいと思います。何回も言っているように、組織や人や、あるいは予算等が一定限保障されなければ、日常の防災体制とか維持管理も支障をきたすということも明確だと思いますので、その趣旨を踏まえて賛成しないといけないと思うのなら、そのようにお願いをしたいと思いますという答弁がございました。

以上で質疑を終わりました。討論に入りました。反対討論として4つ出ておりますけれど、1つには紹介議員の答弁の中で、中身を変える、変えないという話がありましたので、再度出すというか、もう少し紹介者が中身を変える、変えないということではなく、正確に我々委員にわかりやすいようにしていただかないと、どちらでも良いというような趣旨では賛意を表せないで反対いたしますという討論。

また、2つ目には、中身を少しでも直していただければ、全体の言わんとしていることはよくわかりますが、もちろん地方を守っていただくために、労働組合の皆さんの力を借りないといけないということはよくわかっています。しかし、この文書を見ると何点か問題点があったので、このままの文書では賛成しかねるという反対討論がございました。

また、3点目には、この請願が通りがたいという空気に今なっておるから、ですから他の委員も言われるように、もう一度文書を精査して、委員会が納得するような文書につくり変えないとこの賛成は無理だ。ですからそのようにしてはいかがですかという反対討論もございました。

4点目として、確かにここに書いてあるように松坂の事務所が廃止されるとたいへんなことになると思いますが、地方がなくなった時には受け皿をきちんとしておいてもらわないと、地方整備局の事務所、出張所を廃止しようとしていますでは、確実なことがわからないので、ここで反対しておいて、もう一度地方整備局の事務所、廃止などいろんなことを考え、精査して出し直してほしいという反対討論がございました。

以上で討論を終わりました。採決に入りました。賛成の挙手なし、よって本案は不採択とすべきものとして決定いたしました。

不採択の理由として、地方分権との関係や請願趣旨にある地方整備局の事務所、出張所廃止の事実関係及び廃止後の対応策など、不明瞭な点が多いためという意見といたしますか、理由を付けて本担当委員会では不採択という結果を決定いたしております。

以上で、産業建設常任委員会の審査の経過と結果を終了させていただきます。

#### **北村博司議長**

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

次に、先の9月定例会において、継続審査となっております平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか5件につきまして、決算特別委員長から、審査の経過と結果についてのご報告を求めます。お願いします。

決算特別委員長 平野隆久君。

#### **決算特別委員長 平野隆久議員**

それでは、決算特別委員会に付託されました案件について、審査経過並びに結果について報告いたします。

9月定例会において、決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定案件については、去

る11月4日、5日の2日間で審査を行いました。両日とも10人の委員のうち、9人の委員が出席されました。また、それぞれの各担当課の職員の出席がありましたことを報告をさせていただきます。

それでは、審査の結果と経過について報告いたします。

まず、認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたします。

最初に、「議会事務局」の所管分の審査を行い、事務局長の説明後、質疑に入り、需用費が23万4,000円ほど増えている。その要因は議会用車の分が増えたと思うが、議会用車の利用頻度はどの程度かの質疑、またその車の年式等をお聞きしたいの質疑に対し、議会用の公用車については、主に議長の公務に使用しています。議会事務局の事務には利用していません。年式につきましては10年以上は経っており、20年度はクラウンを配置していましたが、21年度になって国の交付金をいただいて、議会用車両を8人乗りのワゴン車に替えていただいています。これについては議長用公務、それ以外に今後、常任委員会の活動にも利用したいということで、財政と相談のうえ、クラウンからワゴン車に替えていただきましたとの答弁でありました。

続いて、議員研修に使用するバスの借上料については、入札を入れるということではないのですか。今まで同じバス会社で経過してると思います。借り上げ実態で透明性に欠けると思いますがいかがですかの答弁に対し、バスの借り上げに対する入札環境は、現在、町に指名願いを提出し、入札参加資格を持つ会社は1社だけです。そのほかは現在ありません。ただし、町の費用を使うということで、町内業者の育成も考えていますが、やはり議員の視察にあたって行程中に大きな問題が発生する場合は、適切な処置をしていただきたいので、いろいろな声を聞いていますが、地元関係社で2社ぐらいあるようですが、そこに対して見積は徴収していません。ただし、その1社だけでなく、ほかの大きな業者に見積書を提出していただいて、大体3社ぐらいで落札を決定しますとの答弁でありました。

再度、それは相見積の中での決定なんですか、競争入札じゃなくてということですかの質疑に対し、事務局のほうから相手会社を決めさせていただいて、送付により見積依頼をそれぞれの会社をお願いして、出てきた見積書で決定をさせていただいていますとの答弁でありました。

続いて、政務調査費なんですが、パソコンや電子機器などの整備のための費用の該当は、合併後、議会内において限度額等について、あるいは電子機器類の範囲等について、全体で協議されずに請求に基づく事務局側との判断で決定しているんですか。今現在の意思統一として限度額はどの程度に決めているのかという点と、未使用で全額返納した人数はどの程度あります

か、また皆その規定を知っていますか、実際には使用したけども知らずに請求していないというのがあるんじゃないですかという気がするんですが、その点は注意してもらったほうがいいと思うの質疑に対し、電子機器、パソコンについては、購入価格の3割、上限5万円と申し合わせになっています。それから政務調査費を未使用で全額返還の方はございません。規定を知らないのではないかにつきましては、今回組織機構の関係で11月の終わりごろ行われる予定の全員協議会の中でも、再度、政務調査費の使用については周知徹底させていただきたいと思えますとの答弁でありました。

以上で、議会事務局所管分の質疑を終了しました。

続いて、「総務課」の所管分の審査を行い、総務課長の説明後、質疑に入り、地域協議会の関係だが、これまでの内容の反映や成果は、どのように把握しているのか。出資金は地方公営企業等金融機構への出資金と報告があったが、具体的にはどのような内容のものかの質疑に対し、1点目の地域協議会については、平成20年度に4回会議を行い、そのうちの3回については町への提言ということで議論いただき、4回目については町長が出席し、提言に対して回答した。提言の中にはそれぞれいくつかの項目があり、それを予算に反映できるものは反映すべく担当課等に提示する。ただ、提言の中には1年2年ではできない提言も多々あり、できるものについては予算化し、それを4回目の会議の際、町長が回答するという形でこれまで進んでいる。

2点目の出資金の件については、これまで地方公営企業等金融公庫というものがあったが、国の行政改革により平成20年10月に解散し、それに代わるものとして地方公営企業金融機構ができた。これまで国が全額を出資していたが、解散したので全国の都道府県及び市町村が出資し、国に代わって継続しようとスタートしたものである。その結果、本町の出資金が100万円となった。国全体では166億円の出資と聞いているの答弁でありました。

続いて、1点目は総務管理費の中で、地域協議会のあり方だが、今年度の議員管外視察で行った木曾町では、住民集会を開き住民の意見をくみ取って、それをもって地域協議会に出席し住民の意見を反映している。当町の場合、住民の声をくみ取って協議会に参加しているのか、委員個人の意見のみが反映しているのではないのか。2点目は職員手当で632万7,000円ほど不用額が生じている。その理由は何かの質疑に対し、地域協議会は全国にも多々あるが、その市町村により構成や進め方が異なる。紀北町においては両区それぞれ15名の構成員をお願いしているが、どういう立場から出ているかについては協議書に定めており、公共的団体等の代表者の方、識見を有する方となっている。この方々は常日ごろ、非常に活躍されてい

る素晴らしい方々であり、住民の意見は反映されているものと思っている。

2点目の職員手当については632万7,202円の不用額があるが、これはほとんどが時間外手当、これまでの議会でも時間外手当が多いという指摘を受け、行革の一環として時間外手当を減らそうと内部的にはさまざま取り組みを行ってきた。各管理職から3カ月に1回ヒアリングし、対策を検討し時間外勤務を減らす努力をしてきた。その結果、平成20年度は非常に少ない時間外手当に抑えることができた。約630万円の不用額のうち、530万円ほどが時間外の削減によるものである。それには、職員一人ひとりの努力もあったと思っているの答弁でありました。

続いて、地域協議会は毎年4回開催され、3回は提言に関する会議で、4回目が回答とのことだったが、その出席人数は、の質疑に対し、平成20年度については紀伊長島区が述べ46人、平均すると1回につき11.5人、海山区では述べ48人、平均すると1回につき12人との答弁でありました。

続いて、職員手当の不用額は632万7,202円だが、説明の中では職員にも随分協力してもらっているとのことだが、今年度へは反映しているのかの質疑に対し、今回の不用額のほとんどが時間外手当の減によるもの、紀北町の行財政改革の一環として、特に時間外手当についてはさまざまな指摘もいただき、全庁挙げて時間外の削減に取り組んでいるところである。平成20年度は非常に削減され、時間外手当が少なくなった。もちろん今年度も同じように削減に向け取り組んでいる。今年度の結果がどのようになるかは、現在のところわからないが、さまざまな方法で削減に向けて取り組んでいるので、平成21年度もかつてに比べ削減されるものと思っているとの答弁でありました。

平成19年度の職員手当の不用額は52万7,530円、比較すると579万9,672円増えている。9月補正では524万2,000円の減額、3月補正で290万円の減額となっているが、さらに632万7,202円の不用額になったことは、予算見積もりの段階で精算されていないのではないかの質疑に対し、人件費の予算については、それぞれ9月、12月、3月とそれぞれ補正予算がある。随時、できるだけ的確な見込みを立てる中で補正を行っている。今回の結果について、632万7,202円の不用額が出たのは、時間外手当の減によるもの。時間外手当については、時間外勤務を行い、結果的に毎月集計しながら精算するが、なかなか見込みが立ちにくいところである。ところが、例えば12月は12月の時点で見込みを立てるが、どのくらいの事業をするかについては、他の人件費と違って不明なところがあり、その点を考慮して少し残した形にしている。しかし、それ以上に時間外勤務が少なく済んだということであるの答弁でありました。



続いて、時間外手当だがイベントが盛んに行われて、多くの職員が参加協力していると思うが、そういうイベントについてはほとんど時間外手当は取っていない状況だと思う。代休制度があると思うが、実際には取得しているのか、また代休については取得できるように配慮されたい。有給休暇は各自あると思うが、取得状況は把握されているのかの質疑に対し、時間外の問題は非常に重要な問題である。本町はもともと他市町村に比べ多かったという事実があるが、行革の一環で減らそうということで全庁を挙げてさまざまな努力をした。確かに本町はイベントが多い点があり、土日にかかわらずたくさん出て、一所懸命にやっている。基本的には土日に出た場合は代休を取るということになっている。ただ、代休を取れるところと取れないところが多少あるのも事実である。その点はお互いに努力して、できるだけ取るように指導している。

有給休暇はそれぞれにある。全国どの市町村もそうだと思うが、有給休暇があるからといって全部取れるわけではない。ただ、有給休暇を取得しやすい職場環境も重要なことだと思う。有給休暇をどれくらい取得しているかとの把握はもちろん行っているが、全部消化できている職員はいないとの答弁でありました。

時間外手当の金額が560万円となり、見込みにより減ったとのことで結構な話だと思うが、残業時間について、課長は見込みと言われたが、目標という見方と、見込みという見方があり、微妙に違うと思う。それぞれ見込額、目標額に対する実績について、時間に直した場合どうだったのか。またその見込額の立て方は、多分総務課で全体を把握していて、各課の見込みがあり、それをトータルするシステムとなっていると思うが、その点の集計とか、見込みの立て方について説明されたいの質疑に対し、時間外手当について、かつては非常に多かったという現実がある。どのくらいの支給があったかを率で表すと、平成18年度は給料総額に対して7.87%の時間外手当があった。19年度には全庁挙げて努力した結果4.44%まで削減された。20年度については2.7%まで削減が達成した。この中には、さきほどご指摘もあったように、代休を取れる場合はよいが、取れない場合はどうするか議論があった。しかし、時間外手当を抑えるという大きな目標があったので、予定していた以上の効果がありこの結果となった。今後とも努力はしていかなければならないが、無理がある場合は調整も必要と考えている。

時間外手当については、給料総額の4%という目標を設定しており、その結果、平成19年度は少しオーバーしたが4.44%となり、20年度はさらに目標を達成しようと努力した。しかし、難しいところがあり、どうしても時間外勤務をせざるを得ない事業も入ってくる場合がある。また、突発的にその年度だけ入ってくる事業もあり、イベントの問題もある。その結果、平成

20年度については、無理があったかもしれないが 2.7%まで削減したということがあり、平成 21年度については、無理があったかもしれないという点の反省も踏まえ、新たな方法を取っているところである。ただ、予算総額の 4%という目標は是非とも達成しようということで努力しているとの答弁でありました。

続いて、地域協議会の実績等については、総務課長から内容のみの報告があったが、基本的にどのような答申をして、それが実際にどのように反映されたのか。またさきほどの木曾町の場合は自主的に運営されており、それが本来の形であるという話もされたが、紀北町は法的な地域協議会、木曾町では自主的な地域協議会ということで、内容的には多少くい違いがあるとしても、基本的にはどちらの構成員も意欲を持って自主的に活動するための構成員であると思う。その自主的な活動がどのように実績として残されており、町行政に反映されているのか、どういうものが反映されているのか、実績表等で整理していると思うが、それを資料として提出されたいとの質疑に対し、例えば獣害対策の提言等については、予算を付け担当課で対応している。また家具の固定についても地域協議会から提言があり、実現したものである。提言の中ですぐにできるものは予算化し、あるいは事業化しようと努力している。総合支所総務室が事務局になっている紀伊長島区の地域協議会もあり、どれがどのように実現されたかというのは、整理をしないとすぐには示せない。また提言は両区ともに長期的な将来に向けての提言が多く、構成員の方々もそれを承知のうえで議論されており、1年2年で実現できなくても将来に向けて取り組まされたいとの提言となっている。両区ともに地域課題があり、その地域課題に対してどのような事業を展開するか、力を入れてほしいとかの形で、毎年提言をいただいているところである。

それに対して、再度つくったものをいかに有効に活用するかが行政にとって大切なことである。提言されたことに対し、これは何年かかる、これは実現されたというような指導があって、そういう目標に向かって進めていくことが、そういう団体を有効に活用していく条件だと思う。実際、それがないと、うやむやになっていく可能性がある。すぐには言わないが、そういう資料を作成されたい。それに対して、貴重な意見を伺ったと思う。その点を紀伊長島区の地域協議会と調整しながら、そういう形を出していけるような方法を考えていきたいとの答弁でありました。

以上で、総務課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「財政課」の所管分の審査を行い、課長の説明後、質疑に入り、財産管理費の委託料の中の施設管理委託料、保守点検委託料の予算総額が 1,095万 5,000円と記憶しています。

この中から 117万 3,000円をほかの物件に流用しているが間違いではないですか。2点目にそういう状況にあった需用費が 163万 2,000円の不用額があるが、どのような考え方で処理をしたのか。3点目に支所及び出張所費で委託料から需用費と役務費に流用しているが、いずれも流用した額以上の不用額が生じていると考えられるの質疑に対し、委託料の主なものとしましては庁舎の維持管理委託料で、委託料からの流用につきましては、主にパソコンの故障により購入費用に流用しております。不用額につきましては、庁舎維持管理委託料の入札差金で、本来なら3月補正で減額すべきであります。庁舎につきまして、いつどのようなことが発生するかわかりませんので、緊急時に対応できるよう減額補正しておりません。支所の管理委託料につきましても同様でありますの答弁であります。

再度、説明はわかりますが、減額にして増額補正すべきではないかの質疑に対し、財産管理費の不用額 789万 9,000円のうち、財政課所管分は 496万 3,000円であります。追加説明しますと、石油価格高騰により燃料費の補正を行いました。その後、価格が下がったことから、残額が生じました。補正予算の対応であります。3月の補正の締切が1月末から2月初めであることから、緊急時に対応できるよう減額補正せず、余裕財源といたしました。ただし、無駄に使わず不用額として残しましたの答弁でありました。

続いて、公債費の補償金免除繰上償還はいつまで続くのか。長期債の繰上償還後5%以上の残高はいくらなのかの質疑に対し、補償金免除の繰上償還は平成21年度で終了の予定であります。5%以上はこれで終了の予定ですとの答弁でありました。

ふるさと寄附金が 682万 2,000円ありますが、使い道について決定していますかの質疑に対し、ふるさと寄附金につきましては本年度は取り崩しておりませんが、22年度は各課からの予算要求内容を基に、理事者と相談し、検討したいと思っておりますの答弁でありました。

続いて、土地貸付収入と土地売払収入の場所の説明をお願いしますの質疑に対し、土地貸付収入につきましては、主なものとして紀伊長島区では東長島郵便局、送電線、回生病院など、海山区では紀北自動車学校、海山建材などへの普通財産の貸付料であります。土地売払収入につきましては、紀伊長島区東長島の55㎡、高速関係の紀伊長島区、海山区それぞれの収入、海山区相賀汐ノ津呂地区の赤道などの払い下げ収入でありますの答弁でありました。

そのほかの使用料で21万 4,000円ありますが、今は結婚式に使っていないのですかの質疑に対し、平成20年度は使用しておりません。結婚式につきましては、町民センターを利用し社協に委託しておりますが、本年度も使用の予定はありませんの答弁であります。

また、30ページの利子は 411万 7,000円ありますが、母体となる金額はいくらですかの質疑

に対し、平成19年度に定期運用しました7億円と、平成20年度に定期運用しました3億円でありますの答弁でありました。

続いて、学校建設は合併特例債が単独の建設では使えないとのことでしたが、なぜ使えたのですかの質疑に対し、県と協議しながら、公立学校施設の耐震化の格差是正で申請し、認められましたの答弁でありました。

以上で、財政課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「出納室」所管分の審査を行い、出納室長の説明後、質疑に入り、管内地図にはどのような地図があるのかの質疑に対し、5万分の1、3万分の1、2万5,000分の1の地図で、2万5,000分の1の地図は紀伊長島区と海山区に分かれていますとの答弁でありました。

続いて、国債運用の関係で運用額と利率はどのようになっているのか、繰り返し運用しているのかの質疑に対し、額面3億円の運用で0.5%の利率でありました。当年度限りの運用でありますとの答弁でありました。

以上で、出納室所管分の質疑を終了しました。

続いて、「企画課」所管分の審査を行い、企画課長の説明後、質疑に入り、負担金補助及び交付金で45万円の流用の理由と、電源立地地域対策交付金の財源割り当てについての質疑に対し、45万円の流用については、三重県から過疎市町補助金2分の1の事業で町内、庁舎内、役場内のいろいろな事業がまちづくりということで利用が可能であり、当初計画していたものが減額になるということで、ほかに充当できるものに流用した記憶があります。また電源立地地域対策金は、誰が事業の割り振りをしているかということですが、現在、財政課におきまして全部の事業から該当するものを選び出して、その中で町長に決裁をいただいて予算化ということで進めておりますとの答弁でありました。

続いて、CATV行政放送事業について、ケーブルテレビの加入推進の現在の状況の質疑に対し、現在の加入状況は10月末で、テレビで紀伊長島区で99%ほどで、海山区で64%ほどです。海山区については毎年加入率については伸びています。また加入推進では、ZTVにおいて年に2カ月間、海山区に限り現在のケーブルテレビの加入金半額セールを毎年行っていただき、今年も引き続き実施していただき、推進を図ってまいります。それとケーブルテレビにつきまして町民の方々にアンケート調査を実施しており、現在600程度を回収しており、今後も支所等を活用しアンケートの数を増やしたいと思います。アンケートの内容につきましては、ケーブルテレビへの加入状況やどんな番組を見ているのか、どのような時間帯で見ているのかのほかに、参考意見を書いていただくような調査で、各区自治会を中心に依頼し行っておりま

す。なお、ケーブルテレビに加入しない理由としましてはさまざまですが、自宅のアンテナで視聴できる、共聴テレビで視聴している、そのほか毎月利用料金が発生するなどがあります。またできる限り町内で催しものがある場合出向いて行き、町民の皆さんが加入金を払ってでも見たいと思うような番組作成を続けて行きたいと思っておりますとの答弁でありました。

再度、財源の1,830万円について合併支援交付金が充てられているが、いつまで交付されるのか。繰越事業である国の2次補正の地域活性化交通対策の現在の進捗状況はどのようになっているのかの質疑に対し、合併支援交付金については10年間ということ聞いております。ただし、これはケーブルテレビに交付されるというものでなく、対象となるものにつきまして町に10年間交付するというので、財政課のほうで対象事業に割り当てをしており、ケーブルテレビについて、いつまで充当するというものではありません。地域交通対策の調査についての進捗状況は、今日現在、学校や老人クラブの聞き取り調査などを実施いたしまして、町内2,000世帯を対象にアンケートを実施するというので進めており、10日過ぎには配布する予定です。なお、アンケートの内容については名古屋大学の加藤先生にも事前にチェックをいただいており、業者にも発注は済んでおりますとの答弁でありました。

続いて、地域活性化委託料について、銚子川温泉調査項目について、温泉が出るかの調査だけでなく、今後の運営までの調査も入っているのですか。以前、越前町に視察に行ったとき、温泉もたくさんありすぎて経営が随分厳しい状況であると伺っておりますので、経営ベースに乗らなくては大変なことにつながってくる懸念もありますとの質疑に対し、銚子川流域温泉開発等調査業務委託の中身については、経費の収益計画が出ております。また温泉が湧き出るということを前提に集客数等も試算し、温泉施設をつくる場合の規模の提示も調査研究しておりますとの答弁でありました。

以上で、企画課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「税務課」所管分の審査を行い、税務課長説明後、質疑に入り、法人住民税の滞納について、どれだけの期間が過ぎたら延滞金がつくのかの質疑に対し、町税の延滞金は、現年度については運用により課していない。現年を経て滞納となってから課しています。法人住民税についても同じ取り扱いですとの答弁でありました。

続いて、3年くらいの不納欠損の実績はどうなっているのか、滞納者の滞納に対する対応はどのようになっているのかの質疑に対し、平成18年度が1,494万1,383円、平成19年度が1,884万6,571円、今回が9,584万1,300円であり、去年の決算特別委員会において指摘を受けた過去整理をしていない徴収権が消滅した部分について整理し、今回の不納欠損処理をしたもの

です。今回不納欠損した大部分の金額については、旧町から不納欠損をする必要があったものを引継ぐものです。現在、時効の近づいてきたものについて、滞納管理システムを導入し、即座に情報が得られることから、滞納者には必ず催告状を通知し、差押通知をし、預金、生命保険関係の調査を進めています。

財産調査をし、収納が見込めないものについては執行停止を3年間かけ、その後回復のきざしもなく支払う能力がないと認められる者については、あとに不納欠損を行います。また税務課では対応が難しく徴収可能と思われるものについては、町税滞納審査委員会の決定を経て地方税管理回収機構へ委託をし、機構から執行停止にすべきものであると助言のあったものについては不納欠損処理の準備をします。今回の徴収権が消滅している税について、過去の係においても、再三再四催告や納付誓約を得るため努力をしてきたものであり、不納欠損をする処理を進めてきたものでありますとの答弁でありました。

徴収については税務課だけで行っているのか、また課長はどのように対応してきたのかの質疑に対し、滞納整理と徴収については関係各課と連携し、昨年から取り組んできたところであります。共通する未納者に対してのグループ対応はしていません。各課個々で当然取り組んでいます。税務課については、相談員の設置が認められ、通常の定期的な徴収をしてもらっており、難しい案件については税務課職員が任にあたっております。今回の不納欠損の多くは、相当古くからものが残っており、税法ではすでに不納欠損がなされていなければならなかったものであり、税法上、徴収権の消滅したものを徴収することはできないので問題がないものですとの答弁でありました。

続いて、管理回収機構へ移管した成果と、固定資産評価審査委員会はいつ開かれたのか、また定期的に開かれているものなのかの質疑に対し、管理回収機構への移管は平成16年度から行われており、徴収実績については平成19年度が190万5,695円、平成20年度が44万3,303円となっています。固定資産審査評価委員会は3人の委員で構成されており、今年度は平成21年11月28日に開催しており、委員会は固定資産の評価額について異議申し立てがあったときに開催するものですとの答弁でありました。

諸費の償還金、利子及び割引料については当初から9月と3月に増額されていますが、不用額として412万3,766円が計上されている。積算が正確になされていないのではないかの質疑に対し、9月に住民税の税源移譲にともない発生した所得減少者への住民税還付措置を補正し、3月に固定資産税の住宅用地軽減漏れによる賦課誤りの還付措置を補正しました。住宅用地の軽減漏れについては、当初多くの賦課誤りがあると想定されていましたが、その後の詳細調査

の結果、補正で見込んだものより軽減漏れが少なかったことによるものですの答弁でありました。

続いて、過去からすでにあった不納欠損処理すべきものが、なぜ税務課の業務の中で見過ごされてきたのか、そして今後業務の改善をどう進めていくのかの質疑に対し、この大きな数値は隠れた数値ではなく、旧町から引き継がれ承知されてきたものです。今回の不納欠損をしたことにより、数件見過ごしているものがあるかもしれませんが、古く不納欠損処理すべきものについては残っておりません。現在、差押業務を進め現年滞納を減らすことに重点をおき、不納欠損は極力少なくなるよう徹底的に徴収に力をいれる方針です。また平成21年4月1日から滞納管理システムを導入したことにより、滞納者の履歴はすべて残っていることから、誰が担当しても持続していきます。また差押えを進め、収納できるところからは確実に収納することは税の公平性を保つために必要なことであり、すべての職員はそれを認識していますとの答弁でありました。

以上で、税務課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「住民課」所管分の審査を行い、住民課長説明後、質疑に入り、質疑なし、以上で質疑を終了しました。

続いて、「環境管理課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、合併浄化槽の補助金の交付は、10人槽までと聞いていますが、今までに10人槽以上の合併浄化槽を設置する人からの補助金の申し出はなかったのか、今後、紀北町では補助事業をどのようにしていく考えなのか。また年度内で予算を超える申請があった場合は、どのようにしているのかの質疑に対し、現在、合併浄化槽の補助金につきましては、5人槽、7人槽、10人槽について補助をしていますが、10人槽以上の設置に対する補助の申し出はございません。この補助事業は今後どのようにしていくかは、国と県からの補助を受けて実施しておりますので、今のところ、これ以上の拡大をしていく予定はございません。予算を超えた場合は、国と県の補助額が決まっていますので、次年度に繰り越しておりますとの答弁でありました。

塵芥処理費の修繕費について、当初予算で計上したあとに9月補正で増加し、さらに12月補正でも増額しているような状態になっている。今後修繕計画を立てて必要な修繕、緊急性な修繕と順位を付けて修繕をやっていくような予算措置をしてもらいたいとの質疑に対し、担当課といたしましては、当初予算の編成をするときに、今年度必要な予算を計上させてもらっていますが、町の財源の限度もある中での予算で対応していかなければならず、最大限の努力をしていることもご理解していただきたいと存じますとの答弁でありました。

続いて、汲み取り手数料や清掃手数料は紀伊長島区、海山区でそれぞれ業者がありますが、手数料の金額に違いはあるのか、海山区の業者が紀伊長島区内で汲み取りや清掃をするとか、紀伊長島区の業者が海山区内で汲み取りや清掃をすることは可能なのですか。また法定検査は年に1回行っているし、町内業者も年に何回か検査を行っている。これらは全く違う検査なのかの質疑に対し、汲み取り手数料、清掃手数料につきましては、浄化槽の種類、また汚れの程度により多少の差はありますが、基本的には大体同じ金額です。紀伊長島区の業者は紀伊長島区内の清掃や汲み取り、海山区の業者は海山区内の清掃や汲み取りということで町に申請が出されていて、町もそういうことで許可を出しております。紀北町になり、町内一本でできないかという話は出ますが、このことにつきましては、難しい問題であると思っております。また法定検査は年に1回、三重県なら三重県水質保全協会が行い、保守点検については浄化槽の種類により、年に何回かの点検があります。三重県水質保全協会の法定検査は保守点検や清掃をちゃんと行っているか、また正常に動いているかの検査でありますとの答弁でありました。

物品売払収入について、海山区、紀伊長島区の両センターの売り上げですか。また紀伊長島区にある環境衛生センターの煙突の取り壊しについてはどうなっていますか。予算要求はしていますかの質疑に対し、物品売払収入の資源ごみの売払収入ですが、両センターのかん類、びん類、紙類などの収入です。環境衛生センターの煙突の取り壊しの件ですが、以前からの懸案事項でございますが、予算要求は行っておりません。今後検討していきたいと思っておりますの答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「福祉保健課」所管分の審査を行い、福祉保健課課長の説明後、質疑に入り、赤羽寮の老朽化が著しいということだか、実際どの程度の老朽化なのか、また養護老人ホームの入所者の状況で、施設の設置基準は個室となっている。現状は相部屋となっていることで入寮者の状態はどうなのかの質疑に対し、養護老人ホームは38年、特別養護老人ホームは35年経過しており、特別養護老人ホームについては平成15年に耐震調査をし、補強工事を終了しております。施設は措置制度の時代からの施設なので非常に狭く、現在の基準になっておりません。老朽化の件ですが、床や畳などの補強や白蟻等の駆除など職員で対処しております。また平成16年の集中豪雨で浸水しており、床の張替え工事など必要になってくると思います。地盤沈下もあり、給排水部分で支障が出てきております。それに消防法の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけされており、今後、議会で諮っていただきたいと思っております。多床室ばかりですが、着替えについては今のところは問題は出てきておりません。ただ、病気等の場合は静



養室を利用しておりますとの答弁でありました。

続いて、腎臓機能障害者の通院、交通費の支給のについて効果はどうかの質疑に対し、申請された方には喜んでいただいております。金額についてはいろいろ意見もありますが、新たに事業を創設したということで、未申請の対象者の方には通知するなど、できるだけ利用していただけるように努力しております。これからも継続していきたいと思っておりますの答弁でありました。

続いて、保育料の収入未済額が 367万 6,960円ありますが、前年度と比較してどうですかの質疑に対し、滞納の内訳は18世帯滞納しており、現年度分につきましては5世帯、94万 5,600円となっており、滞納につきましては13世帯、273万 1,360円となっております。徴収で訪問しても応じてくれないこともあり、時効の延長手続きをとるなど考えておりますとの答弁でありました。

続いて、分割返済等も含めて滞納者に具体的な話をされているのか、それと配食サービスは、今制度そのものが危機的な状況になっている。以前は民生委員さん等により周知もされておりましたが、現在の状況はの質疑に対し、災害援護資金については、昨年の実績は夜間徴収等で分割納付を進めております。昨年の9月末時点で18名の方に納付相談の通知を送付し、返済者の利便を考え夜間の受付も行い、電話等の催促も含め額など相談させていただきました。今後も納付相談を行っていきます。配食サービスはご指摘のように減少しているのは事実ですが、減少の理由としては施設入所、ヘルパー利用など、ほかのサービスを利用しております。また配食については味付けのことなどいろいろな意見等も聞いております。そのことについては業者のほうへ申し上げておりますが、今後、配食については検討していかなければならないと思っておりますとの答弁でありました。

続いて、民生費の身体障害者福祉費、障害者介護給付費委員の報酬について、既決された予算は26万円だが、支出済額は44万 2,000円となっている。流用で18万 2,000円を増加しているがどうしてか、委託料について3月補正で56万 8,000円減額して、もうさらに30万 6,374円の不用額が生じている。これを合計すると87万円ほどになるが、扶助費から67万 204円を流用した理由は何かの質疑に対し、認定会議が予想より多かったこともあり、苦肉の策として利用させていただきました。今後につきましては、このようなことがないようにさせていただきます。委託料については、障害者の方の移動支援事業で委託しており、予想したより不用額が出てしまったため、このような結果になっておりますとの答弁でありました。

続いて、赤羽寮の運営に関する経費 2,900万円の詳細についての質疑に対し、養護老人ホー

ムの人件費を除いた管理運営費ですと、主なものとして報償費13万 2,000円、需用費 1,966万円で、入所者の紙おむつやボイラー、生ごみ処理機の修繕費、賄い材料費となっており、1人当たりの食材費は1日約 820円で予算をみています。役務費が通信運搬や施設の保険料となっており、委託料は結核等の検査費用、備品購入費としてパソコン機器や畳などですとの答弁でありました。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「産業振興課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、古里区への委託費1,586万円となっているが、そのほかの経費について、また平成21年度の入込客数の見込みを教えてくださいとの質疑に対し、主な経費といたしまして、燃料費 324万 4,987円、光熱水費 390万 6,114円、施設管理委託料 1,586万 9,585円、施設保守点検委託料 160万 6,500円となっており、合計といたしまして 2,560万 3,999円となっております。平成21年4月から10月までの入込客数は3万 9,204人となっており、前年度が3万 1,615人で、前年度と比べて7,625人増えております。増加の要因といたしましてE T C割引や高速道路の延伸が考えられますとの答弁でありました。

続いて、インドネシアからの漁業研修生について、契約期間は何年間か、また研修途中でリタイアして帰国した者はいるのか、さらに研修を終了し帰国した者が、祖国で漁業に従事し、漁業の指導を行っている等の追跡調査を行っているかの質疑に対し、契約期間は3年間となっており、そのうち町の助成は1年間となっています。また研修途中で帰国した者は、現在のところ当町では聞いておりません。さらに帰国した研修生の追跡調査は、実際現地に行っておりませんが、帰国後も漁業に従事している者がいると聞いておりますとの答弁でありました。

続いて、けいちゅうの利用状況、利用料金と目的について、また地元民宿からけいちゅうに対して苦情などはないかの質疑に対し、前年度の利用人数は904人で、今年度についても前年度並みと想定しております。利用料金は宿泊料大人 2,800円、子供が 2,400円、日帰り 1,050円、体育館使用料は 2,100円です。目的については、廃校の有効利用と地域の活性化及び集客を目的としております。また地元民宿からの苦情などはありませんとの答弁でありました。

続いて、土地改良施設維持管理適正化事業について、どのようなメリットがあるのかの質疑に対し、主に町内6箇所の排水機場について、整備補修等に必要な事業費の30%を、拠出金として5ヵ年均等に積み立てることによって国と県の助成が受けられ、整備実施時に事業費の90%の交付金が交付されるというメリットがありますとの答弁でありました。

続いて、町有林造成費の報酬については、山林委員会委員の報酬が5万円、山林看守人の報

酬で3万5,000円が措置され、総額8万5,000円の予算であるが9万1,000円が増額になっている、どのようなことですかの質疑に対し、山林看守人の報酬ですが、当初は1名当たり5,000円で見積もっておりましたが、実際は2万1,000円であり、見積り誤りでしたとの答弁でありました。

次に、水産振興費の中で海山漁協に500万円、長島町漁協に600万円の補助金を漁協基盤強化対策資金利子等負担事業として支出しているが、補助金の条件として毎年組合から経営改善報告の提出が出されると聞いているが、担当課は経営改善報告書等を検討し、今後も補助金を交付することが効果があると検証しているのか、また2月に外湾地区の漁協合併が行われる予定であると聞いているが、合併すると事業主体が変更となり、引き続き補助金を交付する予定なのかの質疑に対し、海山漁協、長島町漁協ともに毎年経営改善報告書の提出をいただいております。海山漁協は平成10年度から、長島町漁協は平成16年度からそれぞれ10年間ということで、財務改善運転資金の借り入れに対する利息の助成ということで、補助金の交付を行っておりますが、漁協としましても固定化債権の回収、組合員に対して出資金の増資協力、職員の人件費の削減等自助努力を行っており、現在のところ補助金の交付については適切であると考えております。しかしながら、外湾地区の漁協合併が実施された場合は、補助金の交付については継続していくかどうか理事者と協議し、検討していく必要があると考えておりますとの答弁でありました。

続いて、観光費の体験イベント型交流施設けいちゅうの歳入と歳出の実績について教えてくださいの質疑に対し、歳入については維持管理費として681万2,767円で、内訳は施設の使用料として234万1,900円、県の地域づくり事業の補助金が50万円、一般財源397万867円となっております。歳出について、主なものといたしまして、浄化槽の点検業務等の手数料145万5,902円、施設の管理委託料のうち清掃が180万円、管理が35万円、計211万5,000円、バーベキューハウスの建築費88万6,200円、光熱水費94万3,284円ですとの答弁でありました。

引本須賀利線の林道について、林道は完成された後は森林組合おわせの管理となりますが、町管理と聞いています。なぜ林道が町管理となっているのかお聞きしたい。また今後、林道須賀利まで舗装する構想はありますかの質疑に対し、大根須賀利林道については、町道部分と林道部分に分かれており、町で管理しております。以前、県営事業で整備されており、県より移管を受けて町が管理しております。財政的な面を考慮しますと、舗装は困難であると考えます。

**北村博司議長**

委員長、ちょっと長引きそうなので休憩にします。申し訳ないですけど。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

以上で、産業振興課所管分の質疑を終了しました。

北村博司議長

ここで、このまま進みますと、まだ大分ありまして相当に時間をくい込んでまいりますので、報告途中ですが、ここで休憩をさせていただきます。

---

北村博司議長

午後1時まで休憩いたします。引き続き午後再開後、残りの分についてご報告いただきます。

(午後 0時 04分)

---

北村博司議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

北村博司議長

午前中、中断していただきました、決算特別委員長の委員長報告を引き続きお願いいたします。

平野隆久君。

決算特別委員長 平野隆久議員

続いて建設課所管分を行います。85ページです。

それでは休憩前に引き続きまして、「建設課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、85ページ、公園費について、長島と海山で分かれて管理していたのかの質疑に対して、熊野灘臨海公園管理事業については、指定管理者は紀北町であり、紀北町にある県営公園の全体

を管理していたので特に区分けはしていない。熊野灘臨海公園の指定管理者は平成20年度で終了した。平成21年度からは民間の会社が管理している。公園費の内訳は、県営公園事業費の負担金 1,250万円、県営公園整備促進事業負担金 4万 2,000円、熊野灘臨海公園管理事業 5,811万円、町単独公園管理事業48万円、三重県型テカッピング総合支援事業 6,000万円などをあわせて支出額が1億 3,114万円です。

続いて、サンサービスへの事業補助金 6,000万円の温泉掘削の総事業費と、何メートル掘ったかを教えてもらいたいとの質疑に対し、温泉の掘削の深さは 1,800mと聞いている。対象事業費には上限があって1億 2,000万円です。町からの補助金は2分の1で 6,000万円です。内訳は県補助金が 4,000万円、町費 2,000万円の負担です。総事業費は1億 2,000万円を超えていると聞いている答弁でありました。

続いて、歳入の住宅使用料については、現年分、過年分あわせて約 1,800万円が未収になっているの質疑に対し、合併前の分も含まれています。合併前の旧町ごとの未収金額については、今手元に資料がありません。平成20年度決算における未収金は 1,851万円ですが、両区ごとの内訳は、海山区の住宅分が 1,079万円、紀伊長島区の住宅分が 771万円ですとの答弁でありました。

歳出の繰越明許費について、翌年に繰越されているのは高速の繰越明許費は工事が遅れているからかの質疑に対し、災害復旧事業は昨年9月の災害で、予算が認められたのは12月議会です。工事着手は平成21年1月末となった。道路災害は4箇所あって工事費も大きいため、平成20年度内に完了ができなかった。高速関連事業の古里江の浦線跨線橋は、JR委託の協定を9月に議会承認を得た。JRで工事費積算チェックや入札等の準備期間が必要であったとの答弁でありました。

続いて、公営住宅使用料については不納欠損はない。収入未済額についても昨年と比較して減少している。かなり努力しているように思えるが、どのような取組みをされてきたのかの質疑に対し、平成19年度決算と比較して、未収額が約 115万円ほど減っている、現年度分収納率は 1.5%上がっている。取り組みとしては口座振替を推進している。現年度分で2、3カ月の滞納があった際には、滞納額が多くなる前に訪問や通知により納付を促していますとの答弁でした。

続いて、主要事業の成果で平成21年度への繰越が多いが、繰越工事の中で特に遅れているものがあるのかの質疑に対し、町道茂原前山線整備事業は平成21年度に約 2,060万円繰り越した。そのうち工事請負費が 1,086万円ある。この工事については先ごろ完成した。平成21年度予算

も入札を執行済みです。繰越費には工事請負費だけでなく、土地の購入費等もあり、登記完了後に代金を支払うが、登記完了が年度をまたぐこともある。また用地交渉が難行して工事発注が遅れ、年度末近くになってしまったためやむを得ず繰り越したとの答弁でありました。

以上で、建設課所管分についての質疑を終了しました。

続いて、「危機管理課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、繰越明許費の需用費と工事請負費について、またJ-アラートの設置による効果等事例についての質疑に対し、359万4,000円のことですね。これにつきましては非常用備蓄品として乾パン、アルファ米、飲料水の入札が済みまして81万1,797円です。それから消防団詰所の2箇所の改修工事費が126万円で、移動系無線機3台の購入費28万7,241円が現在執行済みでございます。J-アラートを活用した訓練を平成21年6月4日に実施しました。実際、稼動しましたのが9月30日にサモア諸島で地震があり、津波注意報の内容で自動放送されました。現在1回放送されていますとの答弁でありました。

続いて、第2款、第1項、第10目の生活安全推進費のうち、報酬が不用額として7万5,000円ありますが、報酬については15人の委員報酬として予算措置されており、委員は警察を代表する者、関係機関及び団体を代表する者、町職員で構成するとされています。公務員法などにより報酬等の支払いが禁じられている者はいないのかの質疑に対し、不用額が毎年記載されているとの質問の件ですが、開催があった時に報酬を支払っております。昨年度は開催されませんでしたので、結果的に不用額として残っております。それから団体の関係の名簿で、委員のうち公務員が入っているかとの質問の件ですが、委員合計が25名おまして、公務員の人数分は差し引いてございます。委員のうち15名分を算定し予算計上していますとの答弁でありました。

続いて、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費で42万円の補助金が交付されているが、どのような理由で交付されているのか、また補助金であることから実績報告書の提出が義務付けられているはずですが、その支出状況について説明願いたいとの質疑に対し、補助金としては、消防団活性化対策補助金と互助会事業を目的とした消防団互助会助成金として2件補助金を支出しております。消防団活性化対策補助金の事業内容は、幹部会議が年6回、各方面隊会議が年10回あります。消防団員確保等のPR活動や自主防災組織等との連携強化や消防団の研修及び交流事業等を実施しています。互助会の中身につきましては、消防団の総合共済と福祉の向上を図るということで支出しています。これは町の補助金と自分たちで積み立てた会費で賄われており、会費の積み立ては団員の慶弔関係に支払われています。町補助金につ

いては福利厚生、消防団員の健康増進の事業に使っていますとの答弁でありました。

続いて、消防費、常備消防費、非常備消防費で不用額が 640万円余りあります。また不用額を考慮し、平成21年度当初予算に反映しているのかの質疑に対し、報償費で 561万 7,830円で一番大きな不用額で、これは消防団退職報償金であり、毎年31名程度の予算の計上ですが、昨年は非常に少なく、7名の退職だけでした。毎年二桁の退職であり、例年の実績を踏まえて予算計上しておりますので、退職者が少ない昨年度は結果的に不用額 561万 7,830円が生じました。当初予算に反映しているかの点については、毎年推測し予算計上しますが、予算を確保しないと退職金を支払うことができませんので、平成21年度も平均的な金額を計上しております。

以上で、危機管理課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「学校教育課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、繰越明許にあげられた国の2次補正関係について、平成20年度で交付決定されて、それぞれ耐震化の工事などは着手されていますかの質疑に対し、平成20年度の2次補正で繰り越した事業につきましては、ほぼ入札を終了しております。一部まだ行っていない入札については、11月12日に決まっておりますとの答弁でありました。

続いて、報酬について、小中学校の学校評議員の報酬と結核予防対策委員に対する報酬となっておりますが、支出総額の50万円についての質疑に対し、現在、学校評議員については、現在48名となっております。決算では1回出席していただくと 5,000円で、48名で× 5,000円で47万 5,000円の支出となっておりますとの答弁です。

続いて、小学校費1目学校管理費、給料について、ほかの科目に流用しているのではないかとと思われるがという質疑に対し、ALT事業の給料等につきましては、決算書では目の費用にあたりますので、目間の流用は行っておりません。節の中におきましては一部流用しているものもあります。ALTが都合により帰国することになりましたので、その費用として一部給料から、帰国するための旅費に流用いたしました。このALTの方については1年更新の最長3年目ということで契約を結んでおります。今年度2年目にあたり、当初、帰国旅費がわかって計上していれば良かったのですが、ALTの都合で帰国することになりましたので、流用で対応させていただきました。その後12月補正で83万 7,000円の補正を行いました。当初から計上できれば良かったのですが、当初では見込めなかったのご理解を願いますとの答弁でありました。

続いて、小学校学校管理費の報償費が12万 4,410円となっておりますが、説明してくださいの質疑に対し、94ページの8節の報償費12万 4,410円の内容につきましては、総合学習授業の中

で講師謝金として、矢口、船津、西、赤羽小で支払いをしておりますとの答弁でありました。

続いて、消耗品や備品の購入については各学校で購入しているのか。各学校で年間の計画を立てて教育委員会で一括で行い、経費の削減を図ると思うのがの質疑に対し、当初の予算において学校から消耗品、印刷製本費等の需用費の要望があり、教育委員会から予算配分しております。各学校で必要なものを、物品を購入しています。もし一括して学校で同じものが必要であれば一括購入もしますが、学校で使用しやすい予算措置をしておりますの答弁であります。

続いて、学校医の報酬について、小学校、中学校それぞれ校医の人数と校医が小学校と中学校を兼任しているかの質疑に対し、校医につきましては各学校1名、小学校11名、中学校4名、幼稚園3名の計18名となっておりますが、兼任しておりますので、実質9名で行っておりますとの答弁でした。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「生涯学習課」所管分の審査を行い、課長より説明後、質疑に入り、主要事業の成果の中にあります12館の公民館活動について、それぞれ独自に計画されて講座を開催されていると思いますが、公民館活動を行っていない公民館はありますかの質疑に対し、4月号の広報で募集をかけ、それぞれの公民館で講座を開催しております。12館全ての公民館で活動は行っております。公民館講座については講師に対する謝金が発生してきます。各公民館には講師謝金を配分させていただいておりますので、配分額に応じた講座数を開催させていただいておりますとの答弁であります。

社会教育総務費の報酬3万円の不用額についてですが、報酬は条例で定められており、不用額が発生することは考えられないのですが、その理由はなんですかの質疑に対し、3万円の不用額については、社会教育委員の中に学校の校長先生が含まれておりますが、報酬を支払うことができませんでしたので不用額となって出てきておりますとの答弁でありました。

続いて、公民館費の報酬について62万円の不用額が出ているが、理由はなんですか。この不用額の説明を伺いたいと思いますの質疑に対し、不用額の主なものとしましては公民館運営審議会委員の報酬です。紀伊長島区では53万円、53人分の予算に対しまして6万円の支出でした。47万円が不用額となりました。海山区でも29万円の予算に対しまして8万円の支出であります。21万円の不用額となりました。紀北町立公民館条例の第5条で、公民館運営審議会を置くこと定められており、平成20年度は運営審議会を開催した回数が予定より少なかったことが理由となりますとの答弁でありました。

続いて、文化財調査委員会は文化財調査報告書の作成が義務づけられています。どのように



なっているのか、需用費の支出額が18万 850円となっておりますが、その中に含まれているのか、また文化財に対する考え方、文化財をどう保存していくのかの質疑に対し、文化財調査委員の報酬は4名分支払っています。ほかに熊野古道関係事業としまして、熊野古道の指導員の報酬2名分の5万円を支払っております。これが9万円の報酬の内訳です。年報酬ではなく1回の出席に対する実績払いになっております。文化財調査委員は今年度町内の石造物の調査をしていただき、その実績として県に調査書を報告させていただいております。そのほかに文化財保護事業で文化財の説明板を立てております。20年度につきましては隧道、トンネルの説明板を設置させていただきましたとの答弁でありました。

再度、熊野古道指導員というのはどういった指導員なのかの質疑に対し、伊勢路環境保全指導委員事業において指導員を2名委託しており、それぞれの峠道の危険箇所を調査し、報告させていただいております。新しく発掘するといった事業ではなく、現在登録されている文化財について再調査することが多いということでありました。

次に、21年度に繰り越された繰越明許費について、すでに工事が行われているのかの質疑に対し、海山区の郷土資料館と体育館の工事はすでに終わりました。多目的会館、若者センター、長島体育館については入札が終わり、工事を始める予定でありますとの答弁であります。

続いて、公民館の会場使用料や、そのほかの会場使用料は20年度分についてはすべて入金されているのかの質疑に対し、公民館使用料やそのほかの会場使用料は20年度分はすべて入金されておりますとの答弁でありました。

以上で、生涯学習課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「水道課」所管分の審査を行い、課長説明後、質疑に入り、中間手数料というのは初めの契約で決まっているのか。あるいは契約後何カ月が過ぎたら中間手数料が要るのか。弁護士費用は、例えば相手の請求が100億円としてそれを1億円に抑えた場合に、その差額の99億円に対しても弁護士法では、報酬を支払わなければならないと思いますが、そのところは弁護士と協議しているのかの質疑に対し、中間手数料につきましては、まず契約の着手年度に、着手金として弁護士1人当たり105万円を支出しております。弁護士費用につきましては、損害賠償額に基づき支払うものとなっております。今回の場合は当初、本訴訟で賠償額が160億円でしたが、現在は一部請求の約12億円になっております。そのようなことがありますので、これまで弁護士費用というのは、弁護士会の規定により決められていましたが、平成16年から廃止され、各弁護士事務所で依頼者と個別に相談して決めてよいことになっております。本町の訴訟の場合、賠償額が160億円でしたが、約12億円になりましたので、当初は160億円に対して

3億円ほどの弁護士報酬を支払う必要があったのですが、それではなかなか認められないだろうということで、町長が弁護士と協議しまして、着手金として1人当たり105万円等を支払うと決めました。成功報酬につきしては、今後協議するという契約になっておりまして、今のところ決まっておられませんとの答弁でありました。

以上で、水道課の質疑を終了し、以上で、すべて一般会計歳入歳出決算にかかるすべての課の質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続いて、認定第2号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課長説明後、質疑に入り、特定健康診査事業では、20年度の受診率は県下ではほかの町と当町の2町が最下位であったということですが、今後の取り組みを是非真剣にやっていただきたいと思いますが、今の時点での取り組みの状況はの質疑に対し、確かに受診率につきましては19.6%で、多気町と同率で最下位という不名誉な状況であります。広報やケーブルテレビ等の啓発だけではなく、いろんな団体の集まり等の機会をとらえ、受診の啓発をさせていただいております。国保の加入者に対して受診せよと強制はできませんが、当然、医療費等のことや個人の健康のことを考えると、受診の大切さについて言うまでもないところであります。最下位は不名誉な数字ですので、今年につきましては前年度と比べて同じようなことをやるだけではいけませんので、いろんな機会をとらえて、また福祉保健課とも協力しながら保健活動の中でも訴えていく努力をさせていただきます。今の受診状況につきましては、去年と比べて少し上がって受診者が増えていますが、まだまだ他市町村と比べ低いので、自主的にポスターをつくって各病院等に貼らせていただく等の努力はしていますが、今後ともご指摘のように十分な努力をしていきたいと考えていますとの答弁でありました。

続いて、紀北町は高医療市町村に指定されています。高医療の市町村の指定は県下でここだけではないのですか、特定健康診査は指摘された方については、保健指導が必要になりますが、これについては専門家の保健師や栄養士がかかわることになると思いますが、住民課にいないので福祉保健課との連携が必要になると思いますが、円滑にいつているのですかの質疑に対し、高医療の指定につきましては、旧紀伊長島町時代の平成15年度に初めて指定を受けまして、18年度の合併直後は準指定を受けています。それ以降、今年の21年度につきましても高医療の指定を受けています。東海3県では紀北町だけです。これを受けまして今年、福祉保健課と連携をとりまして、指定を受けている原因、脱却するための対策を考えよと脱却検討委員会を立ち

上げていまして、今まで4回会議をしていますとの答弁でありました。

続いて、保険料の不納欠損 4,396万 9,000円と、例年より突出しています。去年は 640万円ぐらいだったと思いますが、今年は 3,400万円も不納欠損が多いが、保険料を納めている方と不公平極まりないと思います。保険料の算定は、所得や資産の状況によって保険料を課税しているわけで、特別な事情がない限り納められるような形をとっているはずですが、徴収努力はどのような方針でされているのかの質疑に対し、不納欠損につきましては、去年は 641万 6,829円、今年約 4,400万円ということで、これにつきましては時効にかかっている分を上げさせていただきました。時効にかかっている分につきましては、収納したとしても法的には返さなくてはなりませんので、徴収事務の適正化を図るうえにおいても、ここは組織として落とすべきということで、ついては不公平感をできるだけ少なくするためにも、今まで国保については差し押さえをしていっていませんでしたが、今年からすでにやらせていただいております。確かにこれだけの金額を不納欠損させていただくということにつきましては、これまでまじめに払っていた方につきましては、到底理解できない点もあるかと思いますが、ご理解をいただきお認めいただきたいと思っております。徴収の努力の部分ですが、去年は 95.12%、今年 94.49%というところで、なぜ下がったということなんですが、昨年度までは保険料をきちっと納めていた75歳以上の方も国保に入っていました、それらの方が後期高齢のほうへ行きましたので、国保の徴収率としては落ちましたが、これは県下29市町同じで、紀北町の県下の順位は去年は10番目でしたが、今年 8番目となり2番ほど上がりました。徴収事務につきましては4つの努力目標を考えまして、1つは職員と相談員との臨戸徴収の徹底、2つ目は口座振替の推進を図る、3つ目は差し押さえの実施、徴収についての啓発事務の4つの基本方針の中で動いていますとの答弁でありました。

再度、先ほど課長は時効になった分については、返さなくてはならないと言いましたが、差し押さえや誓約書を取る、分割納付など時効を中断する措置の努力が必要ではないのですかの質疑に対し、時効中断の手段としては3つあります。納付誓約書を取る、一部納付をさせる、差し押さえ等によって時効の中断を図るの3つがあります。今これについて努力をさせていただいておりますと答弁でありました。

続いて、高医療指定によって交付金が削減され、保険料が高くなるのが実際起きているのですか。ペナルティがあるのに保険料を引き上げにつながらないとはどういう措置をされていることですかの質疑に対し、高医療指定によって保険料を高くすることは、今のところ考えておりません。減額分につきましては、国と県から補填があります。残りを町が持ちます

が全額ではありませんので、その残りを保険料で持つわけですが、その部分については保険料の徴収に努力させてもらったり、ほかの経費を削減するなりしていますので、今のところペナルティがあったとしても保険料に反映することは考えておりませんとの答弁でありました。

続いて、保険の給付について、今年度の決算で不用額が1億3,000万円少し出ていますが、診療報酬として支払うべき金額が減ったということなのですか。20年の4月から後期高齢者医療制度が発足して、そちらの支出があったということで、17億7,700万円という額は19年度として比較して減っていないのですかの質疑に対し、不用額の説明ですが医療費につきましては、3月補正で精査もしていますが、非常に見通しが立てにくいこともあり、安全を見ながら予算を組んで、翌年度で精算するようにしていますので、不用額についてはご理解をお願いしたいと思います。決算ベースの比較ですが、19年度は17億9,800万円、今年度は17億7,000万円、今年のほうが2,042万6,000円の減額となっていますが、後期高齢の影響は当然考えられます。これにつきましては、後期高齢の今後の医療費の動向も数年経過等を見ながら評価をすべきだと思っておりますとの答弁でした。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は認定すべきものとして決定いたしました。

続いて、認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、住民課長の説明後、質疑に入り、質疑として20年度から後期高齢者医療へ移管されたということですが、この特別会計を何年度まで存続させるのですかの質疑に対し、22年度末、23年3月31日までですとの答弁でありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は認定すべきものとして決定いたしました。

続いて、認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、住民課長説明後、質疑に入り、質疑として後期高齢者医療制度については問題があるということで指摘をしてきましたが、今後の後期高齢者医療の見直しについてどうふうに思っているのかの質疑に対し、長妻厚生労働大臣の就任挨拶を紹介させていただきますと、後期高齢者制度につきましては、今後の医療制度の抜本的な見直しを検討し、4年以内の廃止を目指しますと言われたことを紹介させていただきますとの答弁でありました。

続いて、収入未済額の64万円はどういう理由ですかの質疑に対し、未済額の細かいところの分析はしていませんが、徴収に行ったときの状況で言いますと、老人の方だけで生活している世帯では全体的に年金だけで暮らしている方が多く、本町では保険料の均等割の軽減を受けて

いる方は、去年の被保険者 3,853名のうち 2,939名、76.28%の方が軽減を受けているところからしても、厳しい状況の中で生活されている方が多いのではないかとということもありまして、滞納というところもあると思いますとの答弁でありました。

続いて、20年度からの新規事業ということで、施行当時は苦情や問い合わせが相次いだと思いますが、現在の状況はどうか、円滑に実施されていますかの質疑に対し、現在の状況は昨年の制度の実施時期に比べて非常に少なくなってきましたが、納付の方法についての問い合わせは現在もありますとの答弁でありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は認定すべきものとして決定いたしました。

続いて、認定第5号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、福祉保健課長の説明後、質疑に入り、ショートステイの利用状況と待機者の有無についての質疑に対し、ショートステイ5床、特養50床で、特養では高齢化により長期入院が非常に多く3カ月は籍を置くことができ、入院中のベッドに空きができるため、5床に加えて空きベッド分をショートに利用し、利用者の便宜を図っておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は認定すべきものとして決定いたしました。

続いて、認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行い、水道課長の説明後、質疑に入り、質疑として、公営企業金融公庫資金の繰上償還について、これが実施されたことによって、どれだけの債権の償還上の利益ができましたかの質疑に対し、利率6%以上7%未満のものが対象となって、それを約1%の利息のものに銀行で借り替えたわけですが、効果として最終的に5,888万6,954円の効果が発生します。また平成19年度からの繰上償還の結果、平成20年度は1,954万3,937円の利息を削減しておりますとの答弁でありました。

続いて、貸借対照表の流動資産の未収金6,859万8,985円、これは前年度に比べて増えているか、減っているのかの質疑に対し、簡易水道事業特別会計と統合したことや、紀伊長島区の1カ月検針、請求を2カ月にしたということで、比較はどうかということもありますが、3月時点の未収金について報告します。平成20年3月、平成19年度の未収金は7,775万16円でした。それが平成21年3月、平成20年度分の未収金は6,506万3,485円と低くなっておりますが、これは紀伊長島区の3月分の水道料金については4月に口座引き落としをしておりましたので、1,200万円ほど今年は減ってきておりますが、単純に比較はできておりません。ただ、昨年よりも300万円は確実に減っておりますとの答弁でありました。

続いて、損益計算書の営業費用の3の総係費と、5の資産減耗費という2つの費目について、  
どういう費目なのかについての質疑に対し、総係費につきましては水道事業を運営していただくための報酬であったり、職員の給料であったり、事務費的なものが総係費として主要な科目としてあります。5の資産減耗費につきましては、現在、資産として耐用年数のある水道管、今回の場合は便ノ山地区の配水管布設替え工事に伴うものであります。以前に布設したものにつきましては資産として価値があり、これを新しいものに切り替えると新しい固定資産が発生するわけですが、以前の古いものについては資産減耗費ということで、除却してしまうということで、新しいものと古いものの入れ替えに際して、古いものにもまだ耐用年数、資産価値が残っているものについては、除却して新しいものに切り替えるということでありますとの答弁でありました。

続いて、固定資産明細書の工具器具備品の金額が上がっています。当然棚卸しの資産というのがあって、前年度の棚卸し資産と今年度の棚卸し資産の増減がどこに表されているのかの質疑に対し、当年度の年度当初の現在高というのは、4月1日現在の固定資産であります。当年度に増加したものについては次の欄に、当年度に減少したものについては次の欄ということでございます。それらの差し引きが年度末の固定資産現在高になります。その次の欄は減価償却費の累計という形で出てきております。当年度の増加額というのが今年度に発生したものであることとなります。棚卸し資産とは販売または製造を目的として所有する資産をいまして、換金したり収益を得るために比較的短期間企業内に保有する資産であって、通常棚卸しという方法により確定されます。棚卸し資産については、貸借対照表上の流動資産の中の貯蔵品に計上されております。損益計算書への反映についてですが、今回構築物のところで当年度減少額というのが1,191万1,745円ございました。それについて減価償却累計額の当年度減少額669万2,868円がありますが、これの差し引き額が損益計算上の資産減耗費521万8,877円ということでございますの答弁でありました。

続いて、20年度決算の時点で給水停止をした事例はあるのかどうか、もしあれば何件か、それと繰上償還の関係で、さきほど2,000万円近い利益が出たということですが、25ページにある企業債の明細書の中には、まだ6.5%や6.4%といった高利率の起債が残っています。すべての起債について、手を付けられるということではないと思うのですが、ほかの起債から見ると相当、利率に差がありますので、このあたりは精力的に借り換えしていくことになろうかと思いますが、そういう方針がどこまで検討されているのか、お伺いいたします。

水道課といたしましては、給水停止というのは最終的な手段でありまして、給水停止が目的

ではなしに滞納金を支払いしていただくということで、現在取り組んでおります。20年度には2月3日に5件実施いたしました。21年度も4月10日に2回実施しております、要するに給水停止の基準については、過年度分も現年度分も滞納しており、それをどのような形で納めていくというような納付誓約書をいただいているわけですが、それらについて提出されないとか、いくら連絡を取ってもそれに答えないという方について実施いたしました。20年度につきましては2月3日5件、うち1件はいまだに支払いに応じるという話にはのっていただけないということで停止をしている方が1件あります。起債の明細書についてですが、平成19年度に利率7%以上のものは、すべて繰上償還いたしました。今回、対象になりましたのは、利率6%以上7%未満の起債でありました。上から3行目にあります平成20年9月1日に償還し終わっている通常分の起債であります。3行目は、平成28年3月25日まで納めるものでありましたが、国の繰上償還という制度がありましたので、今回残金を全額納めまして未償還残高が0円となっております。利率が6.4%と6.3%の償還終期が平成26年3月20日と、平成28年3月25日までのものが未償還残高0円となっており、利率6.2%、6.6%の起債も繰上償還いたしました。それから海山区の簡易水道について、利率6.2%、6.6%の起債がありましたが、繰上償還の対象となりました。したがって、今回、国から認められた利率6%以上の起債については、すべて繰上償還いたしましたの答弁でありました。

続いて、未収金について対応ですが、確かに給水停止が目的ではないということは、当初から言われておりました。ただ、いろいろの努力をしながらも2件については相談に応じられていないという現実から見ると、その方たちはどんな生活をしているのか、悪質な部類に入るのか、水道料金も払えない状況にあるぐらい困窮が高いのかという質疑に対し、2月3日に給水停止を実施して、現在も停止されている方についてですが、町営住宅に住んでおります。確かに女性1人の収入で大変厳しい状況であると思います。2、3回訪問いたしまして、一度水道課に来て水道使用料についてご相談したいと。払える金額で協議をしたいということを申し上げておりますが、来ていただけません。お伺いしても会えない場合も多々ありますし、そういう場合には文書も置いてまいりますが、いまだ一向に水道課との協議をしていただけない状態であります。しかし、できるだけ早く開栓をして、普通の生活をしていただきたいと思っておりますので、また努力をいたしますとの答弁でありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査経過と、結果の報告を終了いたします。

**北村博司議長**

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

**北村博司議長**

続きまして、各常任委員長並びに決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第58号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第59号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第61号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



**北村博司議長**

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第4号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについて質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

**北村博司議長**

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第63号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第5号 2010年度の年金確保に関する請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第6号 細菌性骨髄炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第2号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

**北村博司議長**

続いて、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第60号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

松永議員。

**17番 松永征也議員**

議案第66号の委員長報告の中です、私は大変胸に突き刺さるような部分があったと、私は思いますのでね、委員長にちょっとお聞きしたいのですが、水道料金の滞納整理においてですね、その滞納者がね、うちは井戸があるから給水停止してもらっても結構ですと言ったということなんですが、この住民の方はですね、飲料水を今どのように求めて、確保されておられるのかね、そのような審査いかがでしょうか、なかったですか。

**北村博司議長**

産業建設常任委員長。

**産業建設常任委員長 中津畑正量議員**

松永議員の委員長報告に対する指摘された点、お答えをいたします。本委員会でも給水停止そのものは軽易にはしていないという、私、報告したとおりでございますけれど、その給水停止された人についてはですね、1名の方が親戚があるというような話で答弁がありました。それ以上突っ込んでのですね、質疑はなかったのですがちょっと私のほうからは答えようがないんですが、どのような給水をしているのかということについてはですね、委員会の中では突っ込んだ質疑はありませんでした。

**北村博司議長**

松永君。

**17番 松永征也議員**

あまり詳しい突っ込んだ審査がなかったということなんですけどね、私も昨日、一般質問をしました。当町の生活排水の処理の状況はですね、処理して流すのはわずか15%で、あとの残りの85%はですね、処理せずに流しておるということでした。それでその処理して流している分についても地下浸透によってね、処理しているというところが大変多いという説明もありましたし、そう感じました。

そのようなことでね、本町においてはですね、その井戸水を飲料水にするということは、大変不適やと思います。我々町民の命と健康を守ることが一番の使命やと思うんですがね、このような状況で、そこら辺まで審査が行われてなかったですか、その辺をちょっと。

**北村博司議長**

産業建設常任委員長。

**産業建設常任委員長 中津畑正量議員**

お答えします。答えにならないとは思いますが、そこまで突っ込んだ浄化槽等の話も全然ありませんし、さきほど私報告したとおりの文言でしか、それ以外のことは全然質疑としてはありませんでした。

**北村博司議長**

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 地方の切り捨てとなる地方整備局の廃止はヤメ、安心・安全な社会資本整備の着実な実行と公共事業を国民のくらしと国土の環境保全、防災優先に転換を求める請願

書についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

#### 北村博司議長

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

東篤布君。

#### 1番 東篤布議員

1番 東篤布、委員長にお尋ねします。その審議の中でさきほど委員長報告でですね、地域協議会の問題が出ておりましたが、いままでに各区にいわゆる長島区、海山区に15名ずつですか、委員長。そして今まで過去4回の協議会を開かれたと、合併当初の話では4年間やってみて、地域協議会ね、その後どうするか検討しようという、いわゆる地域協議会を設けることによって、これは住民の皆さんが最も関心のあるところの住所表記が非常に長くなってしまふ、合併協議会の中で一番長島町としてはですね、旧長島町としては全員この自治組織には反対でした。というのは同じような似かよった町が合併するのに必要ないであろうと、各町にはね、自治会組織があるんだから、自治会の皆さんにいろいろと意見を伺えば良いじゃないかということでした。

しかし、海山からの申し出で、たつて自治組織にしてほしいという、何でそこまでこだわるのかよくわかりませんでした。これを自主的にじゃなくて法制化したわけですね、法定化した。ということは住所表記は義務付けられてしまうんです。そのとき国のほうの法の改正がありまして、自治組織はこの合併協議会で作らなければならないようになっておったんです。必要であれば、あとからはつくれませんよということでした。しかし、全国で多くの合併がなされまして、大きな都市と小さな村と合併したときに、そういう不都合が出るが多々あった。だから国のほうも、いつ必要となれば、いつつくっても良いというふうに変わってきたんですね。ですから、慌てて人口約1万人の町が合併するんですから、自治組織は必要ではない

んではなかろうかということですね、長島町はそういうことでしたんですが。まあまあ4年間やってみようと、とにかくね。これで住民の不安が解消できたら良いじゃないかということで、住所表記が長くなるけれども、ただ不便はあるけれども、つくったのがこの地域協議会なわけですけれども、今回のこの決算委員会の中でですね、もう4年間過ぎたわけですけれども、過ぎようとしておるわけですね、もう少しで。もうちょっと踏み込んだ話し合いが委員長ありませんでしたか。

**北村博司議長**

東篤布議員、東篤布議員は決算特別委員に選任されておりますので。

**1番 東篤布議員**

休んでおったので。

**北村博司議長**

せっかくご発言なさったんですから、その部分だけのご答弁を許可しますけれども、このあとお控えをください。

**1番 東篤布議員**

わかりました。了解。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**決算特別委員長 平野隆久議員**

ただいまの東篤布議員の質疑に対して答弁いたします。さきほどの地域協議会の件について、4年間で終了とか、住所表記に対してどうなのかとか、また必要であるとか、必要でないとかいうことに関しては質疑がありませんでしたので、答弁もいただいております。ありませんでした。

**北村博司議長**

ほかに質疑ございませんか。

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

決算委員長にお尋ねします。決算委員会、特別委員会ご苦労様でございます。決算の認定ということで報告いただいたんですけれども、9月議会で私たちは決算のこの資料はいただくんですけれども、もう委員会の前に広報で町民には決算の内容が報告されるんですね、いつも。それで議決を経る前に毎年そうなんですけれども、広報に掲載されておるんですが、このこと

について決算特別委員会の中で質疑は、質疑というのかお話はなかったでしょうか。

北村博司議長

平野隆久君。

決算特別委員長 平野隆久議員

ただいまの近澤チヅル議員の質疑に対して答弁させていただきます。そういう話はありませんでした。以上です。

北村博司議長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

**北村博司議長**

これより、各議案の討論、採決に入ります。

---

### 日程第3

**北村博司議長**

日程第3 議案第58号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)



北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第58号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 議案第59号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第59号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 5

北村博司議長

次に、日程第 5 議案第60号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負変更契約の締結について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 5 議案第60号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 6

北村博司議長

次に、日程第 6 議案第 61 号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 6 議案第 61 号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 7

北村博司議長

次に、日程第 7 議案第 62 号 平成 21 年度紀北町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

議案第62号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の賛成討論を行います。

町内でも今、新インフルエンザによる学級閉鎖が続いているところでございます。今回のこの補正予算にはこのインフルエンザの予防接種費事業費として2,644万4,000円が計上されております。検査等委託料1,038万8,000円は、国や県の補助金876万円を受け、予防接種者優先者対象者である方の中、低所得者、生活保護、非課税の方2,852人に無料で接種をするための費用です。これは国や県からの補助があり、町の費用は4分の1の231万2,000円ですが、今回はそれに加えて町独自として、扶助費として1,600万6,000円という助成が付きまして。対象者は優先接種者のうちの課税者の方、妊婦73人、基礎疾患のある方1,039人、1歳から小学校3年生まで801人、1歳未満の保護者133人、小学校4年から6年生まで508人、中学校1年生から高校生まで620人、65歳以上の方5,024人、計8,198人の方を対象に、90%受けるであろうということで、1,600万6,000円町独自で助成されております。

これは新町長になり基本政策の中で述べられております、緊急性、習慣にとられないことを就任1カ月後の初の議会で実行されたこととして、大いに評価いたします。町民の健康を守り、また経済的負担を助け、ひいては町の医療費の削減になると思います。町民の皆さんも紀北町は変わったと実感され、喜ばれることだと思います。私も9月議会の一般質問で新インフルエンザの大流行が予想される時であり、予防接種への低所得者、また町独自の助成を提案させていただきました。前町長のお答えは、検討するということでしたが、それだけに大いに評価したいと思います。

新インフルエンザは来年には季節性のインフルエンザの中に入ります。季節性のインフルエンザの子どもの接種へと助成がさらに前進されることを望んで、私の賛成討論といたします。議員各位の賛同をお願いして、終わります。

### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

東篤布君。

## 1 番 東篤布議員

1 番 東篤布、平成21年度議案第62号 紀北町一般会計補正予算、賛成討論をさせていただきます。1億8,000万円近い予算がですね、増額されて、こう出てきておるわけです。議会費から始まり総務費、民生費、衛生費、農林水産、土木費、消防費、教育費多々あるわけですが、私は新しい尾上町長の本当の力が発揮されるのは、来年度3月の新年度予算ではなかろうかと思えます。ゆえに今回のこの補正予算の中でですね、よく見直して足りなかった部分などね、見返していただきまして、新年度予算にはしっかりと組み込んでいただきたい。

特に重点的に申しますとですね、リサイクルセンターの教民の問題でして、リサイクルセンターの問題ですけれども、非常にあと数年で償却期間が終わってしまうわけですが、非常に年々と修繕費等が増えてきております。そこで前町長的时候には一本化しようではないかという話が持ち上がってございましたけれども、具体的にどうしようかというところまでは、議会も踏み込んで討論しておりません。議論しておりません。

そこで、ある程度の方向性は町長は示されるのは結構なんですけれども、その前にですね町民の声、いわゆる議会の声を聞いて、その中から、それになおかつ町長のお考えを足して答えを出していく、そういうやり方も1つではなかろうかと思えます。リサイクルセンターの300万円の増等もございますけれども、この中で民生費の中で、RDFのプラントの合併の話も出ておった。しかしなれど、住民の立場を考えれば、海山区の人の考え方、長島区の皆さんの考え方、また議員の皆さんも一人ひとり考え方が違って来るんじゃないかならうかと思えます。これは非常に大きな、当紀北町にとっては大変大きな予算を食う施設なんです。これを強く私は要望しておきます。

なぜならば、長島にまだ壊さねばならないプラントも残っておりますね。ごみ処分場の煙突も残っております。これは奥村議員がいつも言っておりますRDFのダイオキシンの問題で、あれは早急に撤退せないかん。しかしなれば、まだ海山にもその懸案が残っております。それも崩して埋めてしまった、それをどうするかという問題もまだ今のところ議会で問題になっておりませんが、同じような轍を踏まないように、長島の、いわゆるダイオキシンの固まりであるところのプラントも早急に撤去してもらわなならん。たくさん課題があるわけですが、まず一番これから紀北町の足を引っ張るであろうと思われる、このごみ処分場をですね、両区の皆さんに納得していただいたうえで、方向を示していただきたい。いわゆる一本化を早急に実現していただきたい、これを強く要望して来年度予算に、3月に大きな期待を持ちまし

てですね、町長、強くお願いして、今回の補正予算に賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

北村博司議長

ほかに賛成討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終わり、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第62号については、各委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は各委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第8

北村博司議長

次に、日程第8 議案第63号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第63号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告どおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第9

北村博司議長

次に日程第9 議案第64号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第64号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告どおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第65号 平成21年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第65号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告どおり可決することに決定いたしました。

---



## 日程第11

### 北村博司議長

次に、日程第11 議案第66号 平成21年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

東篤布君。

#### 1番 東篤布議員

1番 東篤布、水道事業の補正予算、賛成討論をさせていただきます。さきほども議員から委員長に質疑が出ておりました。本当にこの昨年度からですか、給水停止、水の料金払わなかったらね、町との話し合いの中で、どういうふうに支払いをしていただくかというのがあるわけですが、今回2名の方が給水停止になって、もう何年も滞納されておって、町からも何度も足を運んで話し合いしませんかということですね。いわゆる一遍に払わんでもいいんです。毎月の月々でもいいんです。遅れた部分はあとからでもいいん。いろんな払い方があるわけです。これからはもし滞納された方があったらですね、町の職員は一生懸命やってくれております。まず話し合いをするということが一番大前提になろうかと思えます。

約8,000戸余りですか、の町でですね、給水停止が2件、これよほどのことがなければ水道課の職員の皆さんもですね、したくない。それはよくわかっております。それで努力もしてくださっておる。もし自分で役場に来て話にくればね、電話をかけていただければ職員も行くわけです。自分一人だけでつらければ、近所のお友達でも誘って、また身内の方を誘ったうえでですね、来ていただいても、また呼んでいただいてもいこうと、こういう話し合いが常任委員会でなされたわけですが、こここのところ強くですね、皆さんに理解をいただきまして、この予算を私は賛成討論とさせていただきたい、こう思います。そういうことです。以上、終わり。

### 北村博司議長

ほかに、原案に賛成者の討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第66号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 認定第1号 平成20年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第12 認定第1号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願いま

す。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

### 日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 認定第2号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、さきほど委員長報告のところで、また補正のところでもですね、委員長報告のところで高医療指定の話が出ておりました。1年間を振り返って、この高医療制度指定を受けた。それで取り組みをやっておるわけなんですけども、この3年間見てまして、各課で取り組んでおるようには見えんわけですね。担当課だけでなく、これも本当に尾上町長がおっしゃるようにですね、幅広い目でもって環境整備からやっていかねば、高医療指定は抜けない、そう思います。高齢者が増えたから高医療指定になったんじゃないんです。どういうわけか、この地区が病気が多いんですね。それは環境整備が、まず第一だという報告書が、紀伊長島町時代に出ておりました。それらの数を非常に見られてないように思います。

決算書の数字につきましては、何ら問題はないんですけれども、そういったところの数字が変化してくるわけですね。高医療指定を受け、段々上がってくる。また住民の皆さん一人ひと

りには負担はかかっておりませんが、この数字が続きますと、町に負担がかかってきます。いわゆる町の財政に負担がくると自ずと住民の皆さんにしわ寄せがいくという形になるものですから、是非この高医療制度を一刻も早くですね、指定を脱皮できるように、脱出できるようにですね、住民目線で考えてくださる現町長ですから、私はスタッフを組んでプロジェクトを組んで対応をしていただくなれば、必ず私はこれからの4年間のうちに、この高医療指定から抜けられるんじゃないかと思います。やはり町長自らがこれを抜けようという意思があるのかないかなんです。やろうという気持ちがないから、皆ついてこないし、職員の中でも高医療指定の話をして知らない人が多いんです。意識がないんです。無意識なんです。無自覚なんです。

そのようなことで予算を使っておっても、何ら良い町になっていかないと、こう思います。だからその点を強く要望しまして、今回の国民健康保険事業特別会計の決算認定の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

北村博司議長

ほかに、賛成討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終わり、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第2号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 認定第3号 平成20年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第15

北村博司議長

次に、日程第15 認定第4号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第16

北村博司議長

次に、日程第16 認定第5号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第17

北村博司議長

次に、日程第17 認定第6号 平成20年度紀北町水道事業会計決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終結し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第6号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第18

### 北村博司議長

次に、日程第18 請願第4号 地方の切り捨てとなる地方整備局の廃止はヤメ、安心・安全な社会資本整備の着実な実行と公共事業を国民のくらしと国土の環境保全、防災優先に転換を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

岩見君。

### 10番 岩見雅夫議員

請願第4号 地方の切り捨てとなる地方整備局の廃止はヤメ、安心・安全な社会資本整備の着実な実行と公共事業を国民のくらしと国土の環境保全、防災優先に転換を求める請願について、賛成の立場から討論をいたします。

本請願は、国土交通省で働く職員で組織している労働組合である、国土交通省全建設労働組合、略称全建労とありますが、この組合から提出をされました。請願者から紀北町議会議員の皆様へ、すでにお願いの文書も届けられております。このお願いの文には、請願に至る全建労組織の意向と、そして現状が詳細に述べられております。各議員にはすでに一読されていることと思います。

要約いたしますと、この全建労は、まず多くの国民の命や暮らし、そして財産を守ることを第一と考えて、地方分権が進んでも県や市町がそれぞれの権限の分担を保ちつつ、最後は国が国民の生活を保障する。特に災害発生の場合には国が責任を持って自治体を援護し、国民の生存権を保障していくことが必要であるというふうに言っております。

そして当地域は平成14年と、あの16年の大水害の際に、国道について言えば、いわゆる便ノ山崩落災害で42号線が完全通行止めとなり、命や暮らし、財産を守ることの大切さを身をもって体験されました。特に42号の管内は、全国屈指の多雨地帯でもありまして、日ごろから防災チェック、道路パトロールの充実など、維持管理体制の確立が一層必要になっております。そ



のためには適切な予算や、あるいは組織、人員の確保を求め、この労働組合は請願行動を行っております。

ちなみに、これまでの請願行動の中で、昨年6月には尾鷲市議会、9月の議会では大紀町と大台町、そして12月議会では熊野市、多気町、松阪市等各議会ですでに採択をされまして、残るは南部のこの紀北町と紀宝町、御浜町だけとなっております。改めてこの労組からの資料を参考にいただきまして、その労組が請願されている願意、真意を十分にご理解いただき、この請願に賛同されるよう改めて訴えるものであります。以上で、請願第4号に対する私の賛成の討論とさせていただきます。

### 北村博司議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

東篤布君。

### 1番 東篤布議員

1番 東篤布、請願第4号、いわゆるどこから出てきておるかという、国土交通省の建設労働組合、労働組合なんですね。この提出議員さんや紹介議員さんに非常に申し訳ないんです。なれどなぜ産業建設常任委員会ですね、不採択となったか、ちょっとその説明をしながら、なぜ私がこの不採択にしたのかですね、説明したいと思います。

いわゆる今、前議員さんが賛成討論してくださいました。僕は先生の話だけ聞いておればね、賛成なんです。国民のためね、そして過疎になっていく地方のためですね、国交省の職員の方が減っていったら、今年の台風のときのようにすぐに来てくれません。非常に不便になる、田舎としたら。しかし、実際問題、政府がですね、自民党から民主党になったからといって、国土交通省の地方整備局の事務所、事務所というのは松阪にあるんですね。出張所というのはこの辺は尾鷲にあるんです。これをなくすなんてことは絶対ありません。人数が増えるかといっても減らないでしょうね、この地域は。

ただ、全国的に見れば必要でないところに高速道路ができておったり等々の話が出てきておりますが、そういったところにも余分な人員の配置があったとするならば、それを見直しをかけて減らしていこうじゃなからうかというのが、自民党のときからも言っておりました。適材適所ですね。配置を変えていこうと、それが強くですね、今回の政党が変わったことで見直しがかかって、不必要なところの人員配置は減らされるであろうし、不必要な出先機関はカットされるであろう、こう思います。それはやむを得ないし、そうすべきだと私も思っております。

いわゆる、どの団体でもそうですけれども、我々議員でもそうです。住民の皆さんに訴える

ときには皆さんの安全・安心、こういうことなんです。それはね、題目はまずいいんです。しかしなれど、いわゆる請願の趣旨なんです。なぜこの請願書を出そうかというところの文書が問題なんです。皆さんの手元にあるならば見てほしい。上から16行目、簡単に読みます。

（国から地方へ）と称し、地方における国の責任の放棄、国が地方に対して持っている責任を放棄しようとしている。放棄を目的とした地方分権を押し進め、地方の最前線で働く地方整備局の事務所、出張所、事務所というのは松阪にある事務所のことです。出張所というのは尾鷲にある事務所のことです。廃止しようとしています。まず私はこの点です、本当に出張所、事務所を廃止しようとしておるんですか、廃止して、じゃ今の政権はどのようにしようとしておるんですかと、こう質問したところ、いやそれは今現時点ではないんです。こういうことでした。じゃこの文書は不適切ではありませんかと、こう言ったね。それが1点。

もう1つは、国から地方へ、いわゆる地方分権、これ今、国が進めようとしております。しかしなれば、ここに書いてあります。地方における国の責任の放棄を目的とした地方分権を押し進め、ということは、国は地方を切り捨てるために地方分権するんだと、こういったことを我々紀北町の議会がですね、大臣のもとに請願書を送ったならば、何を理解しておるんだと、三重県北牟婁郡紀北町の議員の皆さんはということになるんです。題目はいいですよ。災害があったときにね、一刻も早く駆けつけたい、そのためには人を減らさんといてほしい。当たり前のことです。もし国がそのようなことをやろうとしておるならば、私反対です。

ただしかし、必要ないところに必要のない人員は必要でないと、こう思います。松阪事務所は少し多いんでなかろうかとかこう思います。なぜならば高速道路どんどん工事して、非常に住民の皆さん不便を感じておる。来てくれるのはですよ、県の皆さんだけや。国交省誰もけえへん。見にけえへん。人が足らんからて、違う人が多過ぎるんやで、やる気がないんです。これは余談で言いませんがね。そういったところなんです。この文書見ていただいても、地方分権を紀北町議会は否定するということになってしまう。これが2点目です。

もう一回言いますよ。地方整備局、いわゆる国交省の事務所をなくすんだと、田舎にある事務所を皆カットするんだというふうにとられられますが、そんなことは一切ございませんし、じゃ国がそれを止めてどうしようとしているのかという質問にも、この前国交省の、いわゆる国土交通省の労働組合の方も2名来ておられましたが、答えられませんでした。そういうことです。

災害時においても国交省に守っていただきたい。そのために国土交通省があるわけですし、決してそれを否定するような今、現政権でもないであろうし、私はそう信じております。この

ような不明瞭ないわゆる請願文書を出すことによって、我々の地方議会もですね、いわゆる資質が問われるんでなかろうかと思うわけです。いわゆる趣旨ですね。何のためにするのか、いわゆる私たちの首を切らないでください。頭数を減らさないでくださいと書いてあるんです。その中身はですよ。いわゆる本当の目的と、言っておる目的と違っておるように思います。紹介議員の先生はですね、非常に真面目な方ですので、本当にこの整備局なくなったらあかん、大変なんやとこう思われてね、出されたのはよくわかるんです。

しかしなれど、この中身よく読んでください。このような文書を大臣以下ほかの大臣に差し上げたらですね、我々議会の、我々町の、いわゆる恥となると思います。なぜならば今、一生懸命災害復旧もやってくださってますからね、決して事務所はなくなりません。以上です。終わり。ありがとうございました。

**北村博司議長**

次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

次に、反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終結し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とするものであります。

これちょっとあらかじめご留意いただきたいんですが、原案を諮るのが原則でございますので、今からお諮りするのは、原案に対する原案採択でお諮りしますので、ご留意いただきたいと思います。

お諮りします。

日程第18 請願第4号については、原案のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手少数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

## 日程第19

### 北村博司議長

次に、日程第19 請願第5号 2010年度の年金確保に関する請願書を議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

中津畑君。

### 15番 中津畑正量議員

請願第5号 2010年度の年金確保に関する請願書、賛成の立場で討論をいたします。

この年金の問題については、数年前から給付水準の低さというものについての世論の不安というものが広がり、昨年では随分消えた年金でもメディアを通じて、国民の生の声も随分出されておりました。年金生活者の生活実態、そういうものが報道されたり、厚労省の取り扱いについての不備、そういう点も随分指摘されておりました。

これは政府の調査でも無年金の人は約100万人前後おられると推計されております。また国民年金だけを受給している人は1,174万人、その平均年額は月4万8,000円、40年間保険料を支払った場合でも、受給できる額は月6万6,000円程度だと国のほうの政府のほうの調査でも言われておりますけれど、この年金積立金を給付金に回してですね、この年金を確立していくために、いろんな施策が政府のほうでもとられております。雇用と所得を増やす政策、またそれによって年金制度の支え手を増やす、少子化に歯止めをかけてですね、子育て支援を本当に力を入れてやるということも現在も続いておりますけれど、それによって年金制度を守ろうとする施策がなかなかきちっと目に見えてこない。そういう状況、今の現状であります。

将来は最低保障年金の金額を憲法25条の生存権を保障できるまで引き上げるべきだと私は考えておりますけれど、昨日のこの地方のニュースでも亡くなっている方がおりました。大変、新聞紙上でのどういう理由で亡くなったんかは定かではありません。また一方では小山のほうで火事で亡くなった一人の生活者、そのように町内の高齢者にとってはですね、身近にひしひしと生活の厳しさが垣間見られる。このような現実から本請願、年金確保を本当に生活実態に

鑑みて減額改定を行わないように、今こそきちっと政治の力でですね、支えていく、そういうことをしないと高齢者も、また次のそれらを支えている若い人たちにも大きな社会的不安がたまっていく、そういう意味で私は本請願については時期としても本当に今大事なときだと思いい、賛成討論として述べさせていただきます、皆様のご賛同を得られるようお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

北村博司議長

ほかに、賛成討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第19 請願第5号については、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第20

北村博司議長

次に、日程第20 請願第6号 細菌性骨髄炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第20 請願第6号については、委員長報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

## 日程第21

**北村博司議長**

次に、日程第21 陳情第2号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終わり採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第21 陳情第2号については、委員長報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

## 日程第22

北村博司議長

次に、日程第22 陳情第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書を議題といたします。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終結し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第22 陳情第3号については、委員長報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

## 日程第23

### 北村博司議長

次に、日程第23 陳情第4号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについてを議題といたします。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩見議員。

### 10番 岩見雅夫議員

陳情第4号についての賛成討論をさせていただきます。

非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについて、この件につきまして、本請願を提出している原爆被害者の会は、略して三友会といいます。愛知県の場合は愛友会というふうにいうんですけれども、当地方でもですね、保健所管内で原爆被災者の方は20数名、すでに手帳を持っておられる方もみえておられました。最近は亡くられる方もありまして、また施設等に入所されている方もおります。軍隊に派遣された際にですね、呉のほうに派遣をされて、広島に救援活動を行って被爆をしたという方もかなり三重県ではみえております。そういう方から提案されておるといふことも、ひとつ取り上げていきたいと思っております。

さらに合併後の紀北町はですね、さきほども紹介ありましたけれども、平成18年の6月の14日に、非核平和の町の宣言を議決をしております。この決議の中でですね、世界で唯一の核被爆国民として悲惨な体験を再び繰り返させはならないと、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴えるというのが、紀北町議会のこの決議の中の文書であります。

そして非核三原則の堅持、逐条からの核兵器廃絶を希求するというふうに明記をしております。最近の情勢ではアメリカのオバマ大統領が核の廃絶を目指すことを声明いたしまして、ノーベル平和賞を受賞したというのが大きなニュースになっているという現状であります。今日



の情勢の発展も見てですね、意見書を採択には大きな意義があると思いますので、この請願の意見書採択のお願いについては、賛成をするものであります。

**北村博司議長**

ほかに、原案に賛成者の発言はございませんか。

奥村武生君。

**19番 奥村武生議員**

奥村でございます。陳情第4号について賛成をするものでございます。

日本は唯一の被爆国として、多くの人々が今なお苦しんでいる現状があります。この問題を断ち切るためにも、何としてもこの核は日本に近づけてはならないというふうを感じるものはあります。私は25歳から40歳まで名古屋の労音コーラス、あるいは市民コーラスのところで外山雄三氏の率いる音楽を歌ってきたところです。その中に草も生えないという焼け野原にも木々が繁り、花が咲いた、だが消え去った命はどの花によみあげればいいのかという、この音楽で始まる素晴らしい音楽を私は歌ってきたところです。

広島に原爆が落とされ草も生えないと言われた。しかし、草が生い茂った今、なお消え去った命は、ではどの花に蘇ればいいのかという、この核を受けた人々の悲惨な悲しい気持ちというものを、二度と復活させてはならないという原点からも、この非核三原則に大いに賛成する、非核三原則の法制化を求めるものであります。

なお、余分なことですが、外山雄三氏はですね、欧州で針の音も落とすオーケストラのシンフォニーの指揮者として、極めて評価されたところですが、彼は外国で音楽を指揮するよりも、日本に帰って日本の問題を音楽にするべきという形で、日本に帰ってきて、今なお指揮者活動をしている方です。そういうふうな、そしてなお、次の次か、オリンピックが広島と長崎にも開催を呼びかける点でも、この非核三原則を何としても法制化をするべきだというふうな立場で、私は演壇に立たせていただきました。よろしく願いいたします。

**北村博司議長**

ほかに、賛成討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で討論を終わります。採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第23 陳情第4号については、委員長報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

北村博司議長

請願並びに陳情が採択されておりますので、意見書案の提出がございます。

---

北村博司議長

ここで、午後3時まで休憩といたします。

(午後 2時 44分)

---

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 00分)

---

北村博司議長

さきほど請願・陳情が採択されたことにより、意見書案4件と、新たに総務財政委員長から意見書案1件が提出されました。

お諮りします。

この5件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案5件については日程に追加し、別紙、追加日程のとおり議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第1

北村博司議長

追加日程第1 意見書案第5号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

総務財政常任委員長 東清剛君。

総務財政常任委員長 東清剛議員

意見書案第5号

平成21年12月18日

紀北町議会議長 北村 博司 様

総務財政常任委員長 東 清剛

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり、議会規則第14条第3項の規定により提出します。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書(案)

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

北村博司議長

郡が抜けております。脱字です。口頭でも。

総務財政常任委員長 東清剛議員

申し訳ございません。三重県北牟婁「郡」が抜けております。申し訳ないのですが、加えていただければ。

(「了解」と呼ぶ者あり)

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

衆議院議長 横路孝弘様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様

総務大臣 原口一博様

財務大臣 藤井裕久様

経済産業大臣 直嶋正行様

以上でございます。

北村博司議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することと決定いたしました。

---

## 追加日程第2

北村博司議長

次に、追加日程第2 意見書案第6号 2010年度の年金確保を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

意見書案第6号

平成21年12月18日

紀北町議会議長 北村 博司 様

提出者 紀北町議会議員 岩見 雅夫

賛成者 同 上 中津畑 正量

2010年度の年金確保を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

2010年度の年金確保を求める意見書（案）

いま、高齢者の暮らしは政府の相次ぐ年金支給額の削減と税制の変更に伴う高齢者への増税によって疲弊し、くわえて医療費と介護保険の負担の増加によって限界を超え、すさまじい貧困化のさ中におかれております。

「せめて、ふつうの生活をしたい」というのが今の高齢者の偽らざる切実な声です。

2008年は、国際投機資金の無秩序な投機活動による原油、穀物の高騰にともなう物価の異常な上昇があったにもかかわらず、政府は様々な理由をつけて2009年度の年金を据え置きました。

今年、2009年度半ばより消費者物価指数の低下が伝えられており、これを理由に2010年度、政府は年金減額を行うことが懸念されており、これを強行することになれば、高齢者の生活はさらに圧迫される事になります。それとともに内需がますます冷え込み、地域の経済や自治体財政にも深刻な影響をもたらす事は明らかです。

これ以上の生活圧迫を防ぐため、年金の減額改定を回避される事を求めます。以上の意見を地方自治法第99条の規定により提出致します。

平成21年12月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村 博司

宛て先は、

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

厚生労働大臣 長妻 昭 様

財務大臣 藤井 裕久 様

であります。どうかよろしく願いを申し上げます。

北村博司議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することと決定いたしました。

---

### 追加日程第3

北村博司議長

次に、追加日程第3 意見書案第7号 細菌性骨髄炎から子どもたちを守るワクチンの公費による定期接種化等を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

近澤チヅル君。

### 3 番 近澤チヅル議員

意見書案第 7 号

平成21年12月18日

紀北町議会議長 北村 博司 様

提出者 紀北町議会議員 近澤 チヅル

賛成者 同 上 岩見 雅夫

賛成者 同 上 垣内 唯好

細菌性骨髄炎から子どもたちを守るワクチンの公費による

定期接種化等を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

細菌性骨髄炎から子どもたちを守るワクチンの公費による

定期接種化等を求める意見書（案）

細菌性骨髄炎は、国内での5才未満の発症者数が年間約600人以上、そのうち約5%が死亡、約20%に後遺症が残るといわれており、乳幼児にとってきわめて重篤な感染症である。発症の原因は、インフルエンザ菌b型（以下「Hib」）によるものが約6割、肺炎球菌によるものが約3割で、この2つの原因菌が全体の約9割を占めているが、その対処法としては罹患前のワクチンによる予防が非常に有効であるといわれている。

Hib ワクチンは、平成10年にWHOが乳児への定期接種を推奨する声明を出したことを受け、現在100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種が行われている。これらの国々では、Hib による細菌性骨髄炎が激減しており、副作用も軽微で安全性が高いことや医療費の削減効果が報告されている。

一方、我が国においては、Hib ワクチンは平成19年1月に承認、昨年12月から販売が開始されたが、いまだに任意接種であり、公的支援も充分でないことから、4回の接種費用が約3万円前後と自己負担が大きく、全国的な導入普及が遅れている。また肺炎球菌ワクチンについても、乳幼児に使用できる七価ワクチンがようやくこの8月に承認されたばかりである。

国内の細菌性骨髄炎の発症を未然に抑止し、医療費の削減をすすめるためにも、Hib ワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期接種化等が急がれるところである。

よって国におかれては、細菌性骨髄炎から子どもたちを守るため、下記の事項に取り組み



るよう、つよく要望する。

## 記

1. すみやかに細菌性骨髄炎を予防接種法による定期接種対象疾患（一般疾病）に位置づけること
2. Hib とワクチンと肺炎球菌ワクチンの安定供給のための措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 北 村 博 司

(提出先)

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	鳩 山 由 紀 夫 様
内閣官房長官	平 野 博 文 様
総務大臣	原 口 一 博 様
財務大臣	藤 井 裕 久 様
厚生労働大臣	長 妻 昭 様

北村博司議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、ちょっと教えてほしいのこれ、年間 600人発病者がこれ国内でですね、5歳未満の発病者が年間約 600万人やろ。5%が死亡、これは何年間の統計取っておっしゃられておるのかという点が1つ。

それでもう1つはね、小さい子どもに打つワクチンいろいろあるでしょう。何種類ぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたい。それが2点目。

もう1つ、過去やっておったけれども、現在やってないワクチンがあります。これもし先生ご存じならちょっと教えていただきたい。わからないならいいですよ。今3点だけ。

北村博司議長

近澤君。

3番 近澤チヅル議員

3点、質疑があったんですけれども、ちょっと1点目のこの年間600人というところを、何年間の統計を取っているのかという質疑だったと思いますけれども、私は今のところ正確に把握しておりませんが、提出者の新婦人の会の、提出者のおりあげさせてもらいまして、申し訳ございませんが、年間この600人というやつを、何年間の統計であったというところについては、今ここで答えすることができません。はい。

そして2つ目は、何種類あるかということも、この意見書案の中のことでないもので、詳しいことはわかりませんが、百日咳はありますし、日本脳炎は以前は日本脳炎として接種されていたんですけれども、現在は中止されており、また今、求める運動が起っておりますし、あとほかにも水ぼうそうのワクチンとかがあると思いますが、全体のことは申し訳ございませんけれども、正確なことはわかりません。

もう1点は、以前やっていたやめたというのは、日本脳炎のことがそれに当たるかなと思います。以上です。

北村博司議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

紹介議員に文句言うわけじゃないですが、今いろんな意味でワクチンでね、弊害等もあるということで、報道等でよく目にするわけですけども、担当課もまたこういったことをですね、把握しておいてほしいですね。小さなお子さんをお持ちの親御さんであればですね、当然、国が、市町村が言ってきたら打たなならんもんやとこうなろうかと思うんですが、このワクチンも今現在、任意接種というところはですね、僕もこうよく意味がわからんですが、ただ私も細菌性髄膜炎になったというお子さんの話を聞いたことがあるもんですからね、今回これは必要であるなと思って賛成させていただいたんですけれども、ただやっぱり、こういったワクチンには危険性が伴うよといった、そういう文献等も出ております。

ということはですね、その任意接種ということは皆さんが自分で判断してやってくださいよということはですね、国には一切責任ないよということになるわけですね。ただ、ここでもう一度細菌性髄膜炎、国内で600人、これは年間だと思っんです。年間約600と書いてます。これはワクチンを打っておったけれどもかかった人がいるのではなかろうかなと思うわけですね。

そういうことも踏まえて、それ1点だけまたお尋ねします。この中にはワクチンを打ったけれども骨髄炎になった方がおられるのではないんですか、という質問です。

北村博司議長

近澤君。

### 3番 近澤チツル議員

東篤布議員の質疑に答えさせていただきます。ワクチンを打てば90%ぐらい、全国的というのですか、日本ではちょっとわからないんですけども、海外の例では、デンマークでは93年に定期接種を導入したところ、94年には発症者が10分の1に減り、07年には発症者0との報告もありますけれども、日本におきまして細菌性骨髄炎という病気だったと確定できる統計が、100%進んでいるわけではありませんので、打ったけれどもかかったというような統計は、厚生労働省でもまだ取っていないと思いますので、定期ワクチン化されたら、そういうことも取るのかもしれませんが、今、国会におきまして来年度の定期の接種化にするよう議論が進んでいるところでありまして、任意の状態ではそういう統計は日本にはないだろうと思います。

北村博司議長

東篤布君。

### 1番 東篤布議員

おっしゃることはよくわかります。いわゆる国が認めてですね、このワクチン打ちなさいよとこう言って、打ったとします。そして何らかの弊害が出てね、副作用が出た場合、これ裁判になるわけですね。だからそういった意味で国は任意接種と、自己判断に任せておるんではなかろうかと思います。ただ、私たちの大切な子どもにですね、訳のわからん薬を打ち続けておるわけですけども、お上が言うから全部が全部正しいとは思いません。

そこで、私はこういった団体の方がそういったところをチェックしたうえでですね、このワクチンは必要である、ないを判断されて、こうして出してきていただいておりますものと判断してですね、今回賛成させていただいたわけですけども、もう少し、いわゆるワクチンに対してのデータをこの新日本婦人の会の皆さんが持っているのであればですね、我々議会ももう少し勉強したいと思いますので、また先生のほうからでも資料取っていただいでですね、どんだけの種類のワクチンがあるのか、過去にやっておったけれど止めた、なぜ止めたのかですね、そういった点も把握しておいて、そしてなぜ国が予算化せずに自己負担でやりなさいよ、任意接種ですよ、自分の判断ですよ、どうなっても知りませんよというやり方でやっておるのが、そ

こらなぜなのか、外国の例をあげて、日本の現在何年やってきておるのか、弊害がどうい  
うことがあったのか等も踏まえてですね、これから頑張っていたきたい、そう  
思います。以上です。

**北村博司議長**

答弁は、答弁は要らないですか、はい。

ほかに質疑はございませんか。

松永君。

**17番 松永征也議員**

字句のことなんですけどね、その真ん中あたりの4回の接種費用が3万円、約3万円、これは年4回のことではないんかと思うんですけど、年を挿入したほうがわかりやすいんじゃないんかと思うんですが、いかがでしょうか。

近澤君。

**3番 近澤チヅル議員**

松永議員の質疑に答えさせていただきます。今ですね、4回接種しないとそのワクチンの効果がないということなんですけれども、供給数が少なく、今でも任意で子どもさんが大変ということで、打っておられる若い世代の方はたくさんみえるんですけども、任意接種ということでも2カ月待ち、3カ月待ち、6カ月待ちっていう状況でございますので、この年4回ではありませんので、よろしく。

**北村博司議長**

ですから質疑のポイントは、これ年4回の間違いいではないのかということです。それ明確に説明してください。

**3番 近澤チヅル議員**

年4回ではなく、4回打たないと効果がないということです。

**北村博司議長**

よろしいですか、ほかに質疑ありませんか。

川端君。

**5番 川端龍雄議員**

さきほどの前者のこの1番、600人ということでさね、今、確かなご答弁がはっきりわからないというようなご答弁やと思いましたがさね、あまり自信なさそうなことで、この意見書として地方議会議長名で、この総理大臣とか、各大臣に出していいもんか、これ大変なこ

れね、もしもこれが数字が違っておったらさね、この紀北町議会の出したのが、かなりこの周りへの影響があると思いますのでさね、私も今まで賛同してましたけど、これではちょっと意見書としてさね、自信がないのを出してもうても、これは大変困ると思いますんやけどさね、どのような、このままこうわからないままで出すという感じですかね。ちょっともう一度その明解なご答弁ちょっとお答えください。

北村博司議長

ちょっとお待ちください。

近澤君。

3番 近澤チヅル議員

600人ということの根拠となるものは、はっきりしてないのではないかということなんですけれども、新婦人の会は全国的な会で、国連にも認められておりますNGOの団体で、全国にはたくさんの会員もおりまして、その方たちが出してきている資料でございます。これにつきましては600人ということで、国会にもたくさんのこのような請願を、同じような請願を出しておりますし、三重県におきましても各市町、また三重県の議会も出しておりますし、全国的にもたくさんこのような600人という内容で出しておりますので、不安な数値ではないと思います。そこまでのお答えでございます。

北村博司議長

川端君。

5番 川端龍雄議員

さきほどのこの今、1番議員のご答弁でさね、その600人というたら、ちょっとはっきりわかりにくいというようなご答弁、根拠を聞いているのではなしに、提出者のやはり出すのやったら堂々とやはり出せるようなこの意見書出してもらわんと、さきほどのご答弁ではさね600人そのはっきりわかりませんのやけどというようなご答弁でしたから、やはり紀北町議会で、議長名で出すんだからさね、そういうような自信を持って、この数字も、これは間違いのないというようなご答弁をいただいたら、私はあえて質問しないですけどさね、そういうようなご答弁でしたもんで、根拠を聞いておりません。はっきり間違いのないということで、そういうようなお答えしていただいたら結構ですけど、そのようにもう一度ご答弁ください。

北村博司議長

近澤君。

3番 近澤チヅル議員

1 番議員への説明の中に、不十分な面がありましたらお許してください。請願として出させて  
いただいたこの文書は、ここの議会だけに数字として出したのではなく、全国のhib ワクチン  
を早く打ちたい、そして費用を安くしたいというお母さん方の運動の中で、このような意見書  
も各自治体とか県、全国で行っておりますので、この 600人という根拠と言われたので、私は  
根拠はわからないけれども、そういう意味で。この 600人には間違いないと思いますので、自  
信を持って提案させていただきました。

北村博司議長

よろしい、ほかに質疑ございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願  
います。

( 多 数 挙 手 )

北村博司議長

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

追加日程第4

北村博司議長

次に、追加日程第4 意見書案第8号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

教育民生常任委員長 平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

意見書案第8号

平成21年12月18日

紀北町議会議長 北村 博司 様

教育民生常任委員長 平野 隆久

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、その結果として医療費を抑制する効果があることが「8020推進財団」等の調査・研究で実証されている。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっている。平成16年「国民生活基礎調査」によると、「歯が痛い」が75万2千人、「歯ぐきのはれ・出血」が47万6千人、「かみにくい」が21万8千人と歯科疾患の自覚症状がある国民は144万6千人いるのに、歯科治療を受けているのは95万9千人で、約3割が通院を控えている。国民は患者負担を減らしてほしいと切望している。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、保険でより良く噛める入れ歯を作ることや、歯周病の治療・管理をしっかりと行うことが難しくなっている。そのうえ歯科では、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンドなどが普通に行われているが、過去30年にわたり新しい治療法が保険に取り入れられていないため、「保険のきく範囲を広げてほしい」という声が、患者・国民のいちばんの願いとなっている。

したがって、国および政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく、保険でより良い歯科医療を確保するため、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 患者の窓口負担を軽減すること。
2. 良質な歯科医療ができるよう診療報酬を改善すること。
3. 安全で普及している歯科技術を保険が利くようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

衆議院議長 横路孝弘

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

財務大臣 藤井裕久

厚生労働大臣 長妻昭

このところには様が抜けているのですけども、衆議院議長、これは可決されましたら、様を付けて提出したいと思えますんで、ご了承お願いしたいと思えます。以上で説明を終わります。ご審議のほうよろしくお願ひします。

#### 北村博司議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

東篤布議員。

#### 1番 東篤布議員

賛成討論させていただきます。歯が痛いといつらいです。私も虫歯多いもので、皆さんどんど



んね、歯医者さんに行ってね、治さないかんですよ。そういうことです。奥歯が欠けたらものが噛めませんので、皆さんどうか歯医者さんに早く行ってください。以上、終わり。

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 追加日程第5

北村博司議長

次に、追加日程第5 意見書案第9号 非核三原則の法制化を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

議事進行ですか。

1番 東篤布議員

陳情3号は抜けていったん。

北村博司議長

これは意見書案です。もう採択されておる。不採択か。

中野事務局長。

中野直文議会事務局長

陳情の場合の名称と、それから意見書案の名称がちょっと異なっております。

肺炎球菌の場合は、意見書案の提出じゃなしに、議会が議決決定して、町に対して提出する  
ものでございます。

北村博司議長

意見書案というのは、上部機関というか、県とか国に出すものなのですの  
じゃ失礼しました。

総務財政常任委員長 東清剛君。

総務財政常任委員長 東清剛議員

意見書案第9号

平成21年12月18日

紀北町議会議長 北村 博司 様

総務財政常任委員長 東 清剛

非核三原則の法制化を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

非核三原則の法制化を求める意見書(案)

今、世界は「核兵器のない世界」の実現へ大きく変わろうとしています。

オバマ米大統領は2009年4月5日プラハで、核兵器を使用した唯一の核保有国の道義的責任  
に触れながら、「核のない平和で安全な世界を米国が追求していくことを明確に宣言する」と  
述べました。また、鳩山総理大臣も、国連安全保障理事会で非核三原則を堅持し、「核兵器廃  
絶の先頭に立つ」と世界に向けて演説しました。

我が国は、非核三原則(核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず)を国是としてきました。  
これを空洞化させないためには、三原則を「法制化」することです。

それによって、世界で唯一の被爆国として核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たし、恒久  
平和の実現を世界に率先して尽力することが出来るとともに、それが唯一の被爆国のとるべき  
道です。

よって、非核平和の町宣言を決議(平成18年6月)している本町議会は、国に対して非核三  
原則を法制化することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村 博司

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様

どうぞよろしくご審議いただき、可決を賜りますようよろしく申し上げます。

北村博司議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第5 意見書案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

北村博司議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

定例会を閉会するにあたりまして、ここで少しお時間をちょうだいいたしたいと思います。ご了承いただきたいと思います。

川端清司収入役におかれましては、この12月31日で任期満了となり、退任されることとなります。おそらく本日が任期内、今年中任期内の最後の本会議になるかと思っておりますので、ここで川端収入役から退任のご挨拶をお願いいたしたいと思っております。

川端収入役。

#### 川端清司収入役

ただいま、このような退任に際しまして、挨拶の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。私はこの来る12月31日をもちまして任期満了となることから、収入役の職を退任させていただきます。合併後、平成18年1月から4年間、紀北町収入役としてその職務を大過なく過ごさせていただきましたことは、議員の皆さんはじめ町民の温かいご指導、ご鞭撻のお陰だと感謝いたしております。御礼申し上げます。

また、町長はじめ職員の皆さん、諸先輩の方々には微力な私をご支援いただきまして、誠にありがとうございました。今、紀北町は多くの課題を抱えており、大変な状況ではございますが、これからは行政の場を離れ、一町民として紀北町の発展を日々願うものであります。最後になりましたが、皆様のご健勝と、ますますのご活躍をお祈りいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 北村博司議長

川端収入役には合併当初の4年間、大変ご苦勞をおかけしました。財政も大変徐々に良くなってきておりますのも、ひとえに収入役のご尽力も大きいかと思います。本当にご苦勞様でございました。

#### 北村博司議長

次に、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議長のお許しを得ましたので、12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会されました本定例会は、12月1日の役員改選後、新議長のもとで開催される初めての定例会でありましたが、議員の皆様におかれましては始終熱心にご審議を賜り、

全議案について原案のとおりご可決いただきましたことを、まずもってお礼を申し上げます。

本定例会では、開会当日、監査委員並びに教育委員2名の選任にご同意をいただき、新たに井上監査委員、大和教育委員長、安部教育長を迎え、私にとっても初めての定例会に臨ませていただきましたが、一般質問等を通じ、さまざまなご意見を賜りましたことを、重ねてお礼を申し上げます。

また先日、さきほど本人からご挨拶をさせていただきました川端収入役におかれましては、4年にわたり豊かな行政経験を生かし、会計事務の公正な処理に初代紀北町収入役として、ご尽力をいただきましたが、今月末をもって任期満了により勇退されることになっております。平成19年4月の地方自治法改正により、収入役の役は廃止され、在任特例として任期中は残っていただけるよう、ご無理を申し上げてきたところであります。就任して間もない私にとりまして、大変残念に思うところでありますが、この4年間合併後の紀北町の発展のため、ご活躍されてきたことに、この場をお借りいたしまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本年も残すところあとわずかとなりましたが、激動する社会の中にあって、今後の展開が不透明な部分も多々あり、地方行政にとりましても厳しい対応が求められる中、紀北町長という立場の重責を再認識し、町政の経営という視点に立ち、誠心誠意真剣に取り組んでまいり所存でございます。また、本定例会におきまして、議員各位から賜りました私の基本方針に対する、貴重なご助言、ご提言を十分に尊重させていただき、新たな年につなげてまいりたいと考えておりますので、来年も本年同様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、どうか良いお年をお迎えくださいますよう、また時節柄ご自愛くださいますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 北村博司議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

去る12月8日から開会されました本定例会の全日程が、議員各位並びに町長はじめ執行部の皆様方のご協力によりまして、ここに無事終了することができましたことを、衷心より厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本年を振り返りますと、昨年度から引き続いているアメリカ発の世界的金融危機が日本経済を根本から揺さぶっており、ますます景気悪化が進むなど、大変厳しい1年となりました。ま

た、民主党に政権が交代となり、鳩山総理が誕生し、新内閣が発足という大変激動の年であったと思います。

本町におきましても、このように行政環境が大変厳しい中で、相賀小学校の校舎改築をはじめ小・中学校の耐震補強などの学校施設の整備や、小山山側線、古里江の浦線、茂原前山線といった町内の生活道路の整備、新型インフルエンザ対策など、計画されたもろもろの施策が着実に実を結びましたことは意義深く、ご同慶にたえません。このように今年はですね、実は町制最初の議会選挙、古い話で制限選挙の時代ですけれども、議員選挙が本町で行われてから、

110周年という輝かしい節目の年に当たるそうでございます。無事締めくくることができますのも、皆様方の並々ならぬご尽力の賜であり、ここに改めて敬意を表する次第でございます。

迎えます平成22年は、いよいよ本格的に尾上町政が3月当初予算の編成にこれからあたられますけれども、本格的にスタートされます。山積する課題を抱え、また地方分権を進める中で、町及び町議会の責務も、これまで以上に大きくなってまいります。本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと思われませんが、尾上町長、そして本定例会中にですね、議会から任命同意を受けて就任された大和教育委員長、安部教育長、そして井上監査委員、そして、紀平副町長をはじめ執行部の皆様方におかれましては、紀北町にふさわしいまちづくりの実現に向けて、なお一層精進、邁進していただきますよう心からご期待申し上げる次第でございます。

いよいよあますところ2週間余りになりました。町民の皆様方、またここにお集まりの皆様方におかれましても、どうかご家族おそろいで健やかな新年、平成22年という輝かしい新春をお迎えいただきますよう心からお祈り申し上げまして、12月定例会を閉会するに当たってのご挨拶とさせていただきます。

この1年間、大変本当にご苦労さんでございました。どうもありがとうございました。

これを持ちまして、平成21年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

(午後 3時 51分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 22年 3月 3日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 中津畑 正量